

イラク人権報告書 2015 年版

概要

イラクは立憲議会制共和国である。2014 年 4 月の議会選挙の結果は総じて、自由かつ公正な選挙という国際水準を満たし、またマリキ (Maliki) 前首相からハイダル・アルアバディ (Haider al-Abadi) 首相への平和的な権力移行に繋がった。2014 年 10 月、議会は新首相による最終の閣僚指名を承認し、政権形成プロセスは無事完了した。文民当局は必ずしも、治安部隊、即ち正規軍及び国内法執行機関、人民動員隊 (Popular Mobilization Forces) (PMF) (シーア派が圧倒的に多い約 40 の民兵組織から成り、国の支援を受ける傘下軍事組織)、及びペシュメルガ (Peshmerga) (イラク・クルド地域政府 (Iraqi Kurdistan Regional Government) (KRG) の主要軍隊) に対する効果的な統制を維持したわけではない。(2015 年) 4 月 7 日、閣僚評議会 (Council of Ministers) は、PMF は首相直属の公式機関であると発表した。PMF を指揮する首相の能力は依然、不賛成や討論の原因であった。

ダーイッシュ (Da'esh) (別名イラク・レバントのイスラム国 (Islamic State of Iraq and the Levant) の行動に刺激された宗派間の暴力が相変わらず、イラクを分断していた。(2015 年) 全体を通じ、ダーイッシュに敗れた地域、主にアラブ・スンニ派 (Arab Sunni) 区域やいくつかの民族宗派区域を解放するための政府軍の戦闘に伴い、情勢を不安定にする暴力が発生した。ダーイッシュと政府軍の武力衝突は、民間人の苦難を引き起こした。(2015) 年末までに、屋内避難民 (IDP) の数は 320 万名を超えていた。イラクは 245,000 名のシリア人難民も受け入れ、その大部分はイラク・クルド地域 (Iraqi Kurdistan Region) (IKR) に落ち着いている。ドナーからの資金提供は増加したが、人道支援需要の急増に政府の対応が追い付かず、また強制移転させられた人々が極貧に陥り、一部の市民が国外避難を求める事態に繋がった。

重大な人権問題が蔓延していた。ダーイッシュは、民間人、特にシーア派はもとより、スンニ派であってもダーイッシュと対立する人々や、他の宗教的・民族的少数派、女性及び子どもに対する攻撃を含め、計り知れない数の深刻な人権侵害を働いた。報告によると、一部のシーア派 PMF が人権侵害を働いた。(2015) 年中、シーア派 PMF による民間人の殺害、拷問、誘拐及び強要に関する膨大な数の報告が相次いだ。同時に、さほどひどくはないものの、報告によると、政府軍は解放された区域で民間人に対して、恣意的な拘留や移動の自由の制限といった虐待行為に関与した。宗派間対立、汚職の蔓延、そして政府と社会のあらゆるレベルでの透明性の欠如により、政府の権威が弱体化し、効果的な人権保護が悪化した。

観測筋は他にも以下に挙げるような重大な人権関連問題を報告した：失踪；拷問及び他の残虐、非人間的、或いは下劣な扱い又は処罰；拘置所や刑務所における苛酷な、生命を脅かす

状況；恣意的な逮捕及び長期間の裁判前拘留（隔離拘留の例もある）；公正な公判の否定；司法機関の能力不足；民事上の訴訟手続及び救済方法の非効果的な実施；財産回復請求の解決の遅延；私生活及び家庭に対する恣意的な干渉；児童兵士；報道の自由を含む表現の自由の制限；ジャーナリストに対する暴力及び嫌がらせ；不当な検閲；学術的事項や文化的事項における社会的、宗教的及び政治的な制限；平和的な集会及び結社の自由に対する制限；過激派集団による暴力を背景とする信教の自由の制限；難民及び IDP に対する虐待；女性、少数民族、宗教的少数派及び人種の少数派に対する、意思決定の役割からの除外を含む差別、及び社会的虐待；人身売買；レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー及びインターセックス（LGBTI）の人々に対する社会的差別及び暴力；労働者の権利の制限。

政府当局者や治安部隊員による虐待の捜査又は訴追に関する情報は、公表されなかった。事実上、政府当局者や治安部隊員の刑事免責が横行していた。

テロリストが計り知れない数の申告な人権侵害を働いた。ダーイッシュのメンバーは、自爆攻撃、簡易爆発物、処刑形式での銃殺、公開斬首及び他の処刑形態による殺害を含め、大規模な暴力行為を働いた。彼らは誘拐、強姦、奴隷化、強制結婚、性的暴力といった行為を、シーア派、スンニ派、クルド人、キリスト教徒及び他の宗教・民族集団のほか、宗教的巡礼者も含め、多様な宗教的・民族的背景を持つ民間人に対しても働いた。ダーイッシュによる、性別に基づく暴力、児童兵士の徴用、そして民生インフラや文化遺産の破壊に関する報告は、信憑性があり、日常茶飯事であった。政府はダーイッシュによる人権侵害、例えば報告のあった、2014 年 6 月に 1,700 名もの主にシーア派の空軍新兵がキャンプ・スペイサー（Camp Speicher）で大虐殺された事件などの捜査を開始した。公式な結論は公表されなかった。

第 1 節 個人の完全性の尊重、以下の不利益からの自由など：

a 恣意的又は法に基づかない生命の剥奪

（2015）年中、治安情勢は依然不安定で、その要因は、ダーイッシュや（第 1 節 g 項参照）、ダーイッシュほどではないがシーア派 PMF とイラク治安部隊（ISF）との、広範囲に及ぶ戦闘であった。政府軍、独立民兵組織、そしてテロリスト集団が恣意的又は法に基づかない殺害を働いたという報告が膨大にあった。

民間人の死亡は、政府が軍事作戦で使用した文民警察を含め、2014 年から減少した一方、テロリスト集団は相変わらず、民間人、警察及び治安部隊を標的にしていた。2014 年 1 月 1 日から 2015 年 10 月 31 日までの期間、国連イラク支援団（UN Assistance Mission for Iraq）（UNAMI）は、紛争に起因する民間人死傷者を少なくとも 55,047 名記録し、うち死亡者が 18,802 名、負傷者が 36,245 名であった。バグダッドでの被害が最も大きく、総死亡者数の半数近くを占め

た。

(2015)年中、ダーイッシュとの紛争により、児童に対する侵害行為が、特にアンバール(Anbar)県、ディヤラ(Diyala)県及びニネワ(Ninewa)県で増加した。国連児童基金(UNICEF)によると、児童に対する侵害行為の例として殺害や不具化、兵士としての徴用又は使用、性的暴力、学校又は病院への攻撃、児童のための人道主義的アクセスの否定、及び誘拐が挙げられた。

報告によると、治安部隊は超法規的殺害を働いたが、殺害犯が特定されることは希であった。複数の人権団体から寄せられた未検証の報告によると、内務省(Ministry of Interior)職員が被拘留者を拷問し、死に至らしめた(第1節c項参照)。アムネスティ・インターナショナル(Amnesty International)(AI)の報告によると、ペシュメルガも、ダーイッシュから取り戻した区域でアラブ人の家屋を破壊した。

多くの場合、シーア派PMFは単独で、政府からの監督又は指示を受けずに活動した。AIによると、(2015年)1月26日、シーア派PMFと政府治安部隊が、ディヤラ県ムクダディヤ(Muqdadiya)西方のバルワナ(Barwana)村で少なくとも56名、ひょっとすると70名余りのスンニ派の男性を選び出した上で殺害した。目撃者がAIに語ったところによると、緑と赤のバンダナと腕章を着用したバドル旅団(Badr Brigade)の隊員が家屋を1軒1軒回り、男性に身分証明書を持って外に出るよう求めた。目撃者はさらに、実行犯には内務省の特殊兵器・戦術(Special Weapons and Tactics)部隊のほか、ムクダディヤ警察部隊の隊員も居たと述べた。複数の目撃者が銃声を聞き、その後、銃殺された男性の遺体と切断された指の一部を発見した。目撃者は自分達の家族を、目隠しされ、両手を背中後ろで縛られて銃撃された状態で発見した。(2015年)1月28日、首相はこれらの殺害の捜査を命じた。(2015年)3月20日、調査委員会(Commission of Inquiry)が報告書を議会に提出した。AIの報告によると、(2015年)4月時点で、当局は被害者の家族の誰にも連絡していなかったか、或いは捜査員が取った措置を全く知らせていなかった。

テロ活動は(2015)年中、国内全域で大幅に増加し、特に西部と北部にまたがってダーイッシュによる都市部への攻撃が増えた。ダーイッシュは頻繁に、自爆攻撃や車載簡易爆発物(VBIED)を使用した。攻撃は政府庁舎や治安部隊が配備された検問所を狙う場合もあれば、民間人を狙う場合もあった。例えば、地元及び国際メディアは(2015年)7月17日、ダーイッシュがディヤラ県のカーン・バニ・サード(Khan Bani Saad)という混雑した市場で少なくとも115名が死亡したトラック爆弾攻撃について犯行声明を出したと報じた。被害者は大多数がシーア派の人々で、イスラム教の聖なる断食月の終わりを記念すべく集まっていた。攻撃は行楽地、モスク、政府用地、民家及び市場で続いたほか、治安部隊員、官僚、ジャーナ

リスト、少数民族、宗教的少数派、そしてダーイッシュと対立する地元指導者を狙った攻撃も発生した。ダーイッシュはそうした多数の攻撃について、自らのソーシャル・メディア・プラットフォームを通じて犯行声明を出した。

報告によると、ダーイッシュはバグダッドのシーア派が多数派を占める区域に対する攻撃を実行した。UNAMI の報告によると、簡易爆発物、自爆用ベスト及び VBIED による攻撃が、(2015) 年前半に確認された死傷者全員の過半数を占めた。例えば (2015 年) 1 月 30 日、バグダッドのアルバブ・アルシャルジ (al-Bab al-Sharji) で発生した攻撃で民間人 62 名が死亡、109 名が負傷、そして地元商店が損傷又は破壊された。(2015 年) 7 月 5 日、地元メディアの報道によると、爆弾 1 個がアルオベイディ (al-Obeidi) 地区付近で爆発し、4 名が死亡、14 名が負傷した。2 回目の爆発がジスル・ディヤラ (Jisr Diyala) の或るレストランで発生して 4 名が死亡、11 名が負傷し、さらに別の爆弾 2 個がシュラ (Shulla) とバグダッド北東部の郊外のバス停で爆発し、7 名が死亡、9 名が負傷した。(2015 年) 8 月 13 日、ダーイッシュはバグダッドのサドル・シティ (Sadr City) のジャミーラ (Jameela) 市場で VBIED を 1 個爆発させ、少なくとも 45 名が死亡、72 名が負傷した。

ダーイッシュの部隊は、スンニ派部族指導者、政府に協力したスンニ派(「イラクの子孫」(Sons of Iraq) の元メンバーを含む)、そしてダーイッシュとそのカリフ(支配権)を認めることを拒否したスンニ派の聖職者を殺害した。ダーイッシュはさらに、ISF に協力したスンニ派民間人も標的にした。UNAMI の報告によると、(2015 年) 1 月 1 日、ダーイッシュはアンバール県のアルシハビ (al-Shihabi) 区域でジュマイリ (Jumaili) 部族の 15 名を処刑した。(2015 年) 2 月 6 日、ダーイッシュはアンバール県ヒット (Hit) 地区住民の目の前で、3 名の民間人を生きたまま焼いた。いずれの事件でもダーイッシュは、ダーイッシュのメンバーに関する情報提供、ISF への食料提供、又は ISF メンバーの身内であることにより ISF に協力したと目された民間人を標的にした。

ダーイッシュによるスンニ派部族の誘拐、公開処刑及び大虐殺に関する多数の報告が、このテロリスト集団と敵対するスンニ派部族が増えるにつれ、続々と寄せられた。(2015 年) 10 月 4 日、国際メディアによると、ダーイッシュはアンバール県ラマディ (Ramadi) でアルブ・ニムル (Albu Nimr) 部族のメンバー 70 名を処刑した。報告によると、被害者は ISF、警察及び部族戦闘員の身内の男性であった。

シリア内戦から抜け道だらけの国境を越えた余波が依然、イラクの治安情勢を不安定にし続けていた。政府はシリア国境を統制していなかったため、ダーイッシュは戦闘員や物資をイラクへ運び込みやすかった。

AI の報告によると、宗派間の和解を呼び掛けていた著名なスンニ派部族指導者、シャイフ・カッセム・スウェイダン・アルジャナビ (Sheikh Qassem Sweidan al-Janabi) が (2015 年) 2 月 13 日、バグダッドのデュラ (Dura) で誘拐された。当局は数時間後、バグダッド市内でシャイフ、彼の息子及び複数のボディガードの遺体を発見した。ジャナビはバビル (Babil) 県ジューフ・アズ・サクル (Jurf as Sakhr) のスンニ派避難民 70,000 名の帰還を強く求めている。

複数の国際人権団体が、シーア派 PMF の活動における偏狭な性質の高まりや、不十分な政府の監督を批判した。首相は繰り返し、独立系民兵組織の排除を要求し、またそうした集団全てに対し、ISF の支配下に入るよう要求した。シーア派宗教指導者もシーア派志願兵に対し、治安部隊の指揮下で闘うよう求め、そして個人財産の破壊を含む民間人に対する暴力を非難した。(2015 年) 4 月 7 日、閣僚評議会は、PMF はアルアバディ首相直属の公式機関であると発表した。PMF を指揮する首相の能力は依然、不賛成や討論の原因であった。

民族の違いに起因する戦闘は、ダーイッシュ掃討作戦後、様々な民族が混在する県で激化した。(2015 年) 10 月 22 日に起こった自動車爆弾攻撃や、(2015 年) 11 月 12 日にサラフッディーン (Salah ad Din) 県のトゥーズ・フルマトゥ (Tuz Khurmatu) で起こった銃撃戦に続いて、ペシュメルガ部隊とアサイシュ (Asayish) (クルド人地域内治安部隊) が、シーア派トルクメニスタン人、バドル旅団、アサイブ・アフル・アルハク (Asa'ib Ahl al-Haq) 及びカタイブ・ヒズボラ (Kita'ib Hizballah) で構成されるとされた PMF と衝突した。両陣営は地元コミュニティ出身の武装住民の支援を受け、報告によると家屋の破壊、村の焼き討ち、略奪、集団逮捕を含む懲罰的行為に関与した。ヒューマン・ライツ・ウォッチ (Human Rights Watch) (HRW) によると、(2015) 年末時点で、PMF に所属するシーア派トルクメニスタン人戦闘員がトゥーズ・フルマトゥ在住のスンニ派アラブ人 150 名乃至 175 名を拘留及び拷問し、拉致した人々のうち 8 名乃至 34 名を殺害し、約 50 名を監禁し、それ以外の人々は釈放した (第 1 節 d 項参照)。

IKR での殺害又は他の宗派間暴力の報告件数は、国内の他地域に比べ大幅にすくなくかった。複数の少数派集団が、KRG が実効支配している非 IKR 区域における、自分達のコミュニティを標的にした脅威や攻撃を報告した。

2014 年に報告された他の恣意的又は法に基づかない殺害の事例については、進展が不詳であった。

b 失踪

失踪や誘拐は日常茶飯事で、誘拐犯は身代金を受け取れないと被害者を殺害することもある。

た。また、誘拐犯が身代金を受け取ったにも関わらず被害者を殺害したという事件の報告もあった。誘拐はほとんどが金銭目当てであったと見られる。ダーイッシュの部隊や違法武装集団が、イラクの様々な民族・宗教コミュニティの人々の広範囲に及ぶ誘拐に関与した。人権省（Ministry of Human Rights）の報告によると、2014年6月から2015年6月までの期間の行方不明者は2,935名に達した。UNAMIの推定によると、身代金目当てに誘拐された被害者を「処刑形式」で殺害して被害者のコミュニティの人々を威嚇するという事例が多数あった。

犯罪集団は大抵、ダーイッシュ支配下区域以外での誘拐に関係していた。誘拐事件は（2015）年間を通じて増加し、犯罪者や一部の民兵組織が治安情勢に付け込んで個人的利得を目的に、或いは宗派上の理由から、誘拐を実行した。（2015年）3月、HRWによると、カタイブ・ヒズボラ及びアサイブ・アフル・アルハクを含むシーア派PMF隊員が、サラーフッディーン県ダウル（ad-Dawr）のジャラム（Jalam）区域住民を最大200名、逮捕及び拘留した。地元選出議員が政府に捜査を要求したが、（2015）年末時点で少なくとも160名の誘拐被害者が消息不明であった。国際メディアによると、（2015年）9月、武装集団が18名のトルコ人建設作業員をサドル・シティで誘拐した。2週間後に2名がバスラ（Basrah）で解放され、残り16名は（2015年）9月30日に解放された。（2015年）12月、正体不明の武装集団がムタンナ（Muthanna）砂漠で狩猟パーティに参加していたカタール人26名を誘拐した。（2015）年末時点でこれらのカタール人は依然行方不明であった。

ダーイッシュは支配下区域において頻繁に、治安部隊員又は警察部隊員、少数民族、宗教的少数派、及び他の非スンニ派コミュニティの人々の誘拐に関与した。（2015年）9月、地元及び国際メディアは、ダーイッシュがモスル（Mosul）で127名の児童を誘拐し、申し立てによると、これらの児童を強制的に過激派キャンプに参加させ、そこで児童は武器の使い方を学び、自爆攻撃に参加することになると見られた。幅広く公表された写真やビデオに、未成年者がダーイッシュの制服を着用し、半自動式武器を使用する様子が写っていた。ヤジディ教（Yezidi）の活動家や政治指導者によると、ダーイッシュに誘拐されたと推定されるヤジディ教徒の男性、女性及び児童5,000名のうち2,000名が、KRG首相府及びその他からの支援のおかげで救出されていた。

ダーイッシュの誘拐犯は、少数民族や宗教的少数派も標的にした。トルクメニスタン女性協会（Turkmen Women's Association）の職員によると、ダーイッシュの過激派が2014年6月以降、トルクメニスタンの女性及び児童500名をタル・アフール（Tall Afar）とモスルから誘拐した。同協会の主張によると、ダーイッシュの過激派は人質を残忍に扱い、また女性のうち少なくとも25名を電柱に縛り付け、家族の目の前で強姦した。

政府間機関である国際行方不明者委員会（International Commission on Missing Persons）（ICMP）

の推定によると、サダム・フセイン（Saddam Hussein）時代からの行方不明者数は 250,000 名から 100 万名超の範囲に及び、この数にはサダム体制時代に行われた人権侵害や他の残虐行為を背景とする行方不明者のほか、イラン・イラク戦争及びそれ以降の紛争を背景とする行方不明者が含まれる。行方不明者に関する中央データベースは存在せず、虐待行為を文書にまとめた複数の組織が資料を様々な政府省庁の倉庫に保管していた。IKR の殉教者・アンファル（クルド人虐殺）問題省（Ministry of Martyrs and Anfal Affairs）は行方不明者数を、支援を求める家族の数を基に計算したが、他の省庁がその数をどのように計算したかは不明確であった。ICMP によると、記録が分散したり、アクセスできない状況が、行方不明者事件の進展に対する障壁であった。

（2015 年）5 月、報道機関は、モスル西部でヤジディ教徒 80 名の遺体が収められた集団墓地が発見されたと報じた。IKR のヤジディ教徒問題評議会（Yezidi Affairs Council）の或る代表者の報告によると、これらの人々はダーイッシュに殺害されたと見られ、遺体には監禁時に受けた残虐な扱いの痕跡があった。（2015）年間を通じて、当局は他にも複数、ダーイッシュに殺害されたヤジディ教徒の集団墓地を発見した。当局や帰還した民間人が他にも複数、ダーイッシュに殺害されたヤジディ教徒の集団墓地を発見し、（2015）年末までに約 35 箇所の集団墓地が報告されていた。（2015 年）6 月、人権省は、政府がティクリット（Tikrit）で複数の集団墓地から 600 体余りの遺体を掘り起こしたと発表し、またこれらの遺体は主に 2014 年 6 月に旧キャンプ・スペイサーでダーイッシュに処刑された人々であると述べた。

（2015 年より）前の数年間からの他の失踪事件については、進展が不詳であった。

c 拷問及び他の残虐、非人道若しくは品位を傷付ける取扱い又は刑罰

憲法では、あらゆる状況下における、残虐、非人間的、又は下劣な扱いを含むあらゆる形態の拷問を明示的に禁じているが、政府当局者のほか、地元及び国際的な複数の人権団体が、政府関係者による拷問及び他の虐待行為の例を文書にまとめていた。警察は国中で相変わらず虐待的な自白強要を捜査方法として使用し、また裁判所も依然、強制自白を証拠として許容していた。しかし、ダーイッシュによる同様の虐待が圧倒的多数を占めていた。

人権省は、拷問や体系的虐待の申し立てが刑務所及び拘置所内で蔓延していることを追認した。複数の国際人権団体が、内務省管轄施設における、またさほどひどくはないが司法省及び国防省が管轄する拘置施設のほか、KRG の施設についても、信憑性のある拷問や虐待の事件を文書にまとめていた。イラク人権高等弁務官（IHCHR）の指摘によると、拷問事件は実際より報告が少なく、それは多数の被拘留者が恐怖心から訴状を提出しないからである。HRW は、拷問や体系的虐待が拘置施設で相変わらず蔓延していると強く主張し、また被拘

留者に対する拷問や強姦の事例を複数報告した。

以前の数年間同様、虐待や拷問、特に警察や治安部隊による逮捕時及び捜査過程での虐待や拷問が、裁判前拘留中と有罪判決後に頻発した。複数の元受刑者、元被拘留者及び人権団体の報告によると、拷問及び虐待の方法の例として、被害者をストレスの掛かる立場に置く、殴打する、指を折る、窒息させる、火傷を負わせる、爪を剥がす、天井から吊るす、脊椎を過剰に伸ばす、足の裏をプラスチックや金属の棒で叩く、大量の水を無理矢理飲ませる一方で排尿させない、性的暴行を加える、医療を受けさせない、そして殺害を仄めかして脅す、といった行為が挙げられる。多数の受刑者が、面会に来た家族を刑務官が虐待したと報告した。

(2015 年) 4 月 28 日、バグダッド人権センター (Baghdad Center for Human Rights) は、バグダッドのアルラサファ (al-Rasafa) 刑務所を出所した受刑者 9 名の虐待を詳述する声明書を発行した。声明書によると、当局者が被拘留者の頭部、腹部、顔面、手、脚、背部を棒、鉄製及びプラスチック製の警棒、そして銃床で殴打した。声明書には、イラク矯正局 (Iraqi Corrections Service) の匿名職員からの説明が記載されており、それによると、刑務所長、勤務中の警察官、内務省行政官、そして刑務所職員集団が被拘留者を虐待した。

KRG の反テロリスト法では、一定の条件下での虐待的尋問を認めており、報告によるとそうした慣行が KRG の国内治安担当課、アサイーシュ、主要政党の諜報部、クルド民主党 (Kurdistan Democratic Party) (KDP) の諜報部 (パラスティン (Parastin)) 及びクルド愛国連合 (Patriotic Union of Kurdistan) (PUK) の諜報部 (ザニアリ (Zanyari)) が管轄する一部の拘置施設で発生した。

テロリスト集団による虐待が蔓延していた。報告によると、ダーイッシュがニネワ県カラクシュ (Qaraqush) の複数の教会でキリスト教徒を残忍に扱った。複数の国際メディア及び非政府機関 (NGO) によると、2014 年 12 月、ダーイッシュは 2 箇所の教会を破壊して占拠した後、複数のキリスト教徒に対し、イスラム教に改宗した者を除き、残忍に扱った。

政府当局が、人権侵害を働いたとして告発された治安部隊の捜査を数件開始したという示唆があったが、当局は捜査に関する所見を一切公表しなかった。(2015 年) 2 月、UNAMI は拷問の申し立てに対する政府の対応に関する調査結果を報告した。2014 年 1 月から 6 月にかけて UNAMI が監察した 17 件の公判において、28 名の被告人が警察から拷問を受け、各事件において裁判官が捜査を命じなかったと申し立てた。9 件について、裁判官は被告人に診断書の有無を尋ねたが、誰も診断書を持っておらず、何故なら当局は彼らが警察に拘留中に医師の診察を受けることを許可しなかったからである。(2015 年) 2 月の報告書への対応として、

人権省は、国中の刑務所及び拘置施設の内部での拷問の申し立てを多数受けて調査し、刑務所及び拘置施設の視察を続けたが、人権省当局者曰く、バグダッド作戦指令部（Baghdad Operations Command）からの許可がないと刑務所を訪問できなかった。人権省は、体系的拷問、死亡、自白強要及び恣意的逮捕に関する信憑性のある申し立てを文書化する能力を明示したが、（2015）年末時点で、司法省、内務省又は国防省の当局者に対して政府が拷問の申し立てへの対応として司法上の措置を講じたことを示す公開情報はなかった。

2014 年に報告された拷問や虐待的な扱い又は処罰の事例については、進展が不詳であった。

刑務所及び収容施設の状況

一部の刑務所及び拘置施設は依然、食糧不足、過密、衛生設備及び医療へ不十分なアクセスのほか、一部の施設における虐待や拷問の事件を背景に、生命を脅かす苛酷な状況であった。

KRG の人権委員会委員長や国際的な観測筋の申し立てによると、中央政府と KRG の双方が（2015）年中、秘密の拘置施設を運用していた。それらがまだ使用されているか否か、或いは使用範囲を確認できる情報はなかった。（2015 年）8 月 27 日にメディアが開催した或るイベントの際、KRG 外交部（Department of Foreign Relations）副部長は、IKR における秘密施設の存在を否定し、IKR は受刑者に対する拷問を禁じていると繰り返し述べた。

物理的状況：イラク矯正局（ICS）は、有罪判決を受けた人々を拘留する法的権限を有する唯一の政府機関であり、24 箇所の矯正施設を管理していたが、3 箇所は治安情勢を背景に運用されていなかった。複数の NGO 連絡担当者の報告によると、2014 年 6 月にダーイッシュが侵攻してきた後、複数の刑務所が閉鎖されたため、残りの刑務所が過密状態となり、一部は設計上の定員の 2 倍を超える受刑者を収容していた。アサイーシュや KRG 諜報部の施設のうち未申告の施設に収容された受刑者又は被拘留者について、入手可能な情報はなかった。当局はほとんどの場合、被拘留者と既決囚を分けていた。テロ行為で告訴された受刑者は一般受刑者から隔離され、また状況がより苛酷な、内務省の施設に残留する傾向が強かった。

政府は少年の裁判前被拘留者及び既決囚の大部分を、法律の要件に従って労働・社会問題省（Ministry of Labor and Social Affairs）が運用する施設に収容していたが、複数の国際及び地元 NGO の報告によると、当局は一部の少年を司法省の刑務所、内務省の警察署及び他の内務省の拘置施設に収容していた。一部の KRG アサイーシュの拘置施設や警察が運用する監獄では、KRG 当局が時々、少年を成人と同じ監房に収容していた。

司法省、内務省及び国防省の一部の当局の報告によると、被拘留者の状況及び扱いは総じて

劣悪であった。過密はほとんどの施設で根強く残る問題であった。多数の受刑者が食料、水、運動設備、職業訓練、そして家族との面会を十分に受けることができなかった。医療へのアクセスは一貫性がなかった。一部の拘置施設には薬局又は診察室がなく、また当局の報告によると、既存の薬局も供給不足であった。さらに、複数の NGO 連絡担当者の報告によると、刑務所ではソーシャル・ワーカーが著しく不足していた。女性刑務所は大抵、4 歳まで母親と一緒に滞在することが法律で認められている受刑者の子どものための保育施設が不十分であった。一部の施設ではインフラの制限又は物理的設備の老朽化により、ぎりぎりの衛生状態、飲用水へのアクセスの制限、そして低質な食料がさらに悪化した。

報告によると、ダーイッシュは支配下区域で 3 箇所の施設、即ち司法省のバドウシュ (Badoush) 刑務所 (モスル) とニネワ県内の 2 箇所の内務省刑務所の運用を継続した。これらの施設での被拘留者の状況は不詳であった。

UNAMI の報告によると、バスラのアルマカル (Al-Ma'qal) 女性刑務所では被拘留者向けの共用設備が窮屈で不十分であったが、刑務所運営機関は受刑者にとっての状況改善や職業訓練及び他の教育機会の提供に取り組んでいた。バスラの刑務所内医療設備は、一部の受刑者の深刻な病状の処置には不十分であった。ムタンナ県の地元当局者によると、中央刑務所は過密状態で、受刑者定員は 220 名であったが、実際には 450 名が収容され、受刑者に支給される食料と医薬品が不十分であった。イラク人権委員会ムタンナ支部は、受刑者に対する恐喝や拷問に関する報告を受けた。

運営：受刑者に関する記録管理が不十分であった。内務省、司法省、国防省及びテロ対策局 (Counterterrorism Service) の当局者によると、各機関は被拘留者に関する独自の記録を維持していたが、一部の施設では複数の機関によって拘留された人々を収容していたため、或る施設の被拘留者全員について説明するのが困難であった。加えて、複数の人権団体の報告によると、刑務官又は逮捕した警察官が被拘留者から賄賂を受け取った後に被拘留者を釈放しており、こうした慣行が、被拘留者に関する不正確な記録管理をさらに助長していた。

政府は刑務所記録維持向けに強化されたシステムを開発すべく様々な措置を講じたが、進まない状況が続いていた。司法省の報告によると、政府は司法省、内務省及び国防省の刑務所に収容された受刑者を追跡調査するための、統一型データベースの開発を進めていた。一方、ICS は単一の中央コンピューターを頼りに受刑者統計を追跡しており、これは個々の ICS 刑務所施設が司法省へ定期的に提供する統計であった。(2015) 年末までに、複数の人権 NGO の連絡担当者が、司法省のデータベースには他の省庁からの記録が含まれていないと報告した。

刑事当局又は司法当局が非暴力的犯罪者について投獄に代わる手段を使用したという事例は不詳であった。

ICS 刑務所は、家族、弁護士及び独立的な非政府観測筋による定期的な訪問を許可する訪問プログラムを維持していた。とは言え、複数の国際及び地元の人権団体の報告によると、当局は多くの場合、被拘留者及び既決囚の家族の訪問を拒否した。多くの場合、申し立てによると、刑務官は被拘留者から近親者又は弁護士を呼ぶよう頼まれた際、賄賂を要求した。2014年6月にダーイッシュとの衝突が激化して以降、司法省は一時的に、治安上の懸念から、家族による訪問を禁止した。複数の人権 NGO によると、当局は（2015年）2月、制限を解除した。

人権省の報告によると、司法省施設に収容された受刑者や被拘留者は、検閲を受けずに訴状を提出することができ、人権省は訴状を公に報告したが、当局が訴状に対応した、或いは非人間的状況に関する信憑性のある申し立てを捜査したか否かについて、入手可能な情報はなかった。司法省は20箇所の刑務所において、同省人権部向けに刑務所の状況に関する報告の収集を担当する人権事務所を運用していた。また司法省は、一般市民からの問い合わせ又は苦情を処理する、2つの市民苦情処理事務所も支援していた。刑務所内に、司法省は受刑者のための苦情受付箱を設置し、これはICSに匿名のフィードバックを提供する役割を果たし、刑務所長、ソーシャル・ワーカー、及び法務担当官が苦情を再検討した。

独立的監視：ICS 刑務所は独立的な非政府観測筋による定期的な訪問を許可した。赤十字国際委員会（International Committee of the Red Cross）（ICRC）は、慣例となった司法省、内務省、国防省及び労働・社会問題省の刑務所や拘置施設の視察を継続した。当局はUNAMIにも、刑務所や拘置施設の視察を許可した。外部監視団による訪問について、刑務所訪問における制度上の干渉や、場合によっては刑務所の所長や当局者への事前通知が要求されたという報告が複数あった。

（2015年）1月から12月にかけて、ICRCは司法省、内務省及び国防省の管轄下の刑務所及び一時拘留施設、71箇所の訪問を156回余り実施し、37,000名の被拘留者の生活状況や処遇を検証した。紛争が活発な区域、又はダーイッシュ支配下区域に所在する一部の施設の訪問の一時停止とは別に、ICRCは全国津々浦々に所在する拘置施設視察を継続した。UNAMIは、バグダッドとバスラに所在する司法省の刑務所及び拘置施設の監察を継続した。

KRGは概して、国際人権NGOや政府間機関による、既決囚及び裁判前被拘留者の訪問を許可したが、時々、一部の人々との面会を、通常はテロ絡みの場合、遅らせたり、拒否することもあった。UNAMI人権事務所とICRCは、IKR内の刑務所及び拘置施設を監察した。（2015

年) 1 月から 10 月にかけて、UNAMI は IKR 内の刑務所及び他の拘置施設の訪問を 11 回実施した。

独立系の団体、地元 NGO、ICRC 及び UNAMI は定期的に、KRG の内部治安機関及び諜報部の施設を訪問したが、時には遅延されることもあった。

d 恣意的な逮捕又は拘留

憲法では恣意的な逮捕及び拘留に対する基本的な法的保護を規定しているが、緊急事態関連法では治安部隊に、政府が国家緊急事態を宣言した場合の逮捕及び拘留に対する広範な裁量権を与えている。(2015) 年中、恣意的な逮捕及び拘留に関する多数の報告が相次いだ。

(2015 年) 8 月、或る国際機関の人権担当者が、バグダッドでの当局による IDO の逮捕や、他地域での PMF による IDP の逮捕に関する懸念を報告した。内務省と司法省の協力を得て、この国際機関代表者は IDP 被拘留者を訪問したが、当局はこの国際機関代表者が秘密の聞き取り調査を行うことを妨げた。スンニ派が圧倒的に多い IDP の逮捕や一時拘留の報告が、(2015) 年中ずっと続いた。

刑務所当局は時々、潔白が証明された受刑者の釈放を、賄賂を受け取らないと遅らせることがあった。複数の NGO 連絡担当者によると、司法機関が釈放を命じた受刑者が依然、係争中の他の告訴の記録解消について、司法省又は他の省庁による遅延に直面していた。

複数の地元 NGO 及びイラク・クルド議会人権委員会によると、KRG 管轄下のアサイーシュ刑務所に収容された受刑者が時々、裁判を受けないまま 6 か月を超えて拘留され続けていた。

(2015 年) 8 月 6 日、地元メディアによると、当局は市民社会活動家のカニー・ラフィク・ハジ (Qanie Rafiq Haji) を逮捕し、彼はスライマニヤ (Sulaimaniya) 県のラニア (Rania) 市における公共サービス不足への対応として (2015 年) 7 月 27 日に行われた抗議活動に参加した後、PUK 治安諜報部隊 (ザニアリ) から虐待を受けたと主張していた。ハジの家族が報道機関へ、当局者は刑務所に収容された息子を訪問することを許可しなかったと報告した。

ダーイッシュに支配されていた区域の解放後、シーア派 PMF がスンニ派の人々を拘留したという報告が複数あった。例えば、2014 年 12 月、地元メディアは、申し立てによるとシーア派 PMF 隊員がバビル県の県都であるヒラ (Hilla) において、政府軍、バドル旅団及びカタИБ・ヒズボラがジューフ・アズ・サクルを解放した後、不明確な期間にわたり、200 名の女性と児童を拘留していた。これらの女性と児童はシーア派 PMF とダーイッシュとの間で衝突が発生した際、ジューフ・アズ・サクルから逃げていた。複数の女性が国際メディアに語っ

たところによると、PMF 隊員は、人数は不明だが男性の身内を女性グループから隔離した。(2015) 年末時点で、これらの男性の消息に関してそれ以上の情報はなかった。

ダーイッシュは、支配下区域でダーイッシュを批判した人々を逮捕し、黙らせた。(2015 年) 7 月、ダーイッシュは 350 名のモスル住民を逮捕し、その大多数は軍人、警察官、元軍人、そして聖職者であった。ニネワ県知事からの報道発表によると、ダーイッシュはモスル住民に対するダーイッシュによる虐待に反対を表明した人々を逮捕した。連行／逮捕されたこれらの人々に関して入手可能な情報はそれ以上なかったが、(2015 年) 7 月 27 日、地元メディアが、ダーイッシュに射殺されたと見られる 120 名余りの遺体を複数の調査員が発見したと報じた。

2014 年 12 月、首相は被拘留者の既存の権利を執行する旨の行政命令を發布し、これらの被拘留者はスンニ派の重大な懸念であり、前政権に対してしばしば、宗教を理由に拘留対象にしたと主張して批判していた人々であった。この行政命令では、管轄権を有する裁判官又は裁判所が出した命令による場合、或いは刑事訴訟手続により正当化される条件に該当する場合を除き、個人の逮捕又は再勾留を禁じている。逮捕令状又は拘留を執行した当局は、拘留後 24 時間以内に被拘留者の氏名、拘留場所、拘留理由及び法律条文を、政府の中央電子登録簿及び手書きの登録簿に記録するよう要求される。司法省はその後、これらの登録簿の更新及び維持に責任を負う。この命令では国防大臣、内務大臣及び国家安全保障局に対し、この中央登録簿に指令官が被拘留者の詳細を記録するためのガイドライン及び仕組みを確立するよう要求している。この行政命令ではさらに、法的管轄権を有する当局以外、如何なる機関も任意の人物を拘留することを禁じている。(2015) 年末時点で、司法改革実施の進捗は最小限であった。

警察及び治安組織の役割

ISF は、行政管理上は内務省、国防省及びテロ対策局内で組織される治安部隊から成る。内務省の責務には国内法執行と秩序維持が含まれ、これらは連邦警察、県警察、施設保護局 (Facilities Protection Service) 及び国境取締局 (Department of Border Enforcement) が頼りとなる。従来の軍隊は国防省の管轄下に置かれ、国の防衛を担うが、内務省の諸部門とも協力しつつ、テロ対策や国内治安作戦を実行することも多かった。テロ対策局は首相府直属で、テロ対策指令部を監督し、テロ対策指令部は 3 つの特殊作戦部隊旅団を含む組織である。PMF は国が後援する傘下軍事組織で、約 40 の民兵組織から成り、シーア派が圧倒的に多い。

政府は滅多に、ISF 要員又は PMF 隊員が犯した人権侵害の報告を捜査しなかった。前年同様、国防大臣は公に、人権侵害実行犯の責任を治安部隊内に負わせるよう要求したが、人権侵害

に関する捜査結果又は公式処罰結果について入手可能な情報はなかった。

国内全域で、内務省や国防省の施設における拷問及び虐待の報告が複数あった。複数の人権団体によると、虐待は主に、裁判前拘留中の被拘留者の尋問の際に発生した。内務省は(2015)年中に処罰された警察官の人数を公表せず、また虐待訴訟で有罪判決が下されたという、既知の例はなかった。

イラクの県警察部隊内で、汚職を含む様々な問題が根強く残っていた。陸軍と連邦警察は全国規模で兵士や警察官を募集し、配備した。この慣行は、民族宗派的な違いを理由に陸軍や警察が虐待を働いたという、地元コミュニティからの苦情に繋がった。

治安部隊は、社会的暴力の阻止又は対応に向けた努力が限定的であった。女性や児童からのドメスティック・バイオレンスの訴えに対応すべく、国中で 16 の家庭保護部門が警察署を通じて業務に当たっていたが、許容量が不十分であった。

2 つの主要なクルド人政党、KDP と PUK が独自の治安組織を維持していた。連邦憲法の下、クルド地域政府 (KRG) は地域警備隊を維持する権利を有し、中央政府から財務支援を受けているが、地域政府の統制下にある。相応に、KRG はペシュメルガ問題省 (Ministry of Peshmerga Affairs) を創設した。12 の歩兵旅団がペシュメルガ問題省の管轄下に置かれているが、PUK と KDP は数万名もの追加軍事要員を統制していた。

KDP は独自の内部治安部門であるアサイーシュと、独自の諜報部であるパラストインを維持していた。PUK は同じくアサイーシュとして知られる独自の内部治安部門と、独自の諜報部であるザニアリを維持していた。PUK と KDP は名目上、内部治安組織と対外治安組織を統一する措置を取ったが、実際には依然として別々で、それは政党指導者が事実上、これらの組織を党のチャンネル経由で統制しているからである。

KRG 治安部隊は支配下区域内で容疑者を拘留した。イラク国内で IKR と他地域の行政上の境界の定義が杜撰であったため、治安部隊や裁判所の管轄権に関する混乱が続く事態となった。これらの区域の各地をダーイッシュが支配下に置いたため、状況がさらに悪化した。

逮捕手続及び拘留中の取扱い

憲法では「不法拘留」を禁じ、また当局に対し、逮捕後 24 時間以内に管轄権を有する裁判官に予備的文書を提出するよう義務付けているが、この期限はほとんどの場合、最大 72 時間まで延長され得る。死刑による処罰対象犯罪の場合、当局は被告人を、司法プロセスの完了に

必要な限り合法的に拘留することができる。複数の地元メディアや権利団体によると、当局は治安捜査において容疑者を無令状で、特に反テロ法の下で逮捕し、一部の被拘留者を起訴しないまま長期間にわたり拘留した。

政府は人々を恣意的に拘留し、また多くの場合、被拘留者に罪状を速やかに告知しなかった。政府は周期的に被拘留者を釈放したが、通常は被拘留者に有罪判決を下すための証拠が不十分であると結論付けた後のことであった。他にも多数、他の未解決の告訴の再検討を待つ間、拘留されたままの人々がいた。法律では刑事事件での（ただし治安上の場合を除く）被拘留者の保釈を認めている。当局が被拘留者を保釈することは希であった。KRG の内部治安部門は一部の容疑者を逮捕令状なしに隔離拘留し、そして被拘留者を非公開の拘置施設へ移送した。

法律では裁判官に対し、貧困者のために国費弁護士を任命するよう規定している。被拘留者の代理人として任命された弁護士は頻繁に、依頼人へのアクセスが不十分なために依頼人との十分な協議を阻害されると不満を訴えた。多くの場合、被拘留者は予定されている公判日めで弁護士と面会できなかった。複数の報告によると、被告人は捜査段階で法定代理人と連絡を取ることができず、任命された弁護士は抗弁を準備する時間が足りず、裁判所は拘留中に拷問を受けたという訴えを調査することを怠った。人権省は、公選弁護人及び裁判官に対する需要が供給をはるかに上回り、その結果、裁判が遅れてしまうことになると認めた。

恣意的な逮捕：警察や軍隊要員は司法機関の承認なしに人々を逮捕及び拘留したが、そうした行為の件数に関して入手可能な、信頼性のある統計はなかった。当局はしばしば、逮捕の事実又は拘留場所について家族に通知することを怠り、その結果、隔離拘留の状況に至った。国連、HRW 及び地元メディアの報告によると、(2015 年) 10 月 22 日、複数の PMF 隊員が 150 名乃至 175 名のスンニ派アラブ人市民を、サラフッディーン県トゥーズ・フルマトゥから誘拐した。UNAMI の報告によると、PMF 部隊が家屋を 1 軒 1 軒回り、複数の民間人をスライマン・ベグ (Sulaiman Beg) 村とイエンギジャ (Yengija) 村の施設へ連行し、2 日間にわたり尋問した。正確な人数は不詳であったが、約 130 名が解放され、残りの人々については (2015) 年末時点で依然消息不明であった。この区域で複数の誘拐被害者の遺体が見つかった。UNAMI によると、誘拐は逮捕令状又は地元法執行機関との調整なしに行われた (第 1 節 a 項参照)。(2015) 年末時点で進行中の捜査又は訴追は全くなかった。

裁判前の拘留：ICS のデータによると、裁判前の被拘留者は司法省の ICS 施設に収監された人々の約 20%を占めた。法律により、国防省、労働・社会問題省を含め、他の省庁も裁判前の被疑者を拘留することができる。

政府施設における裁判前被拘留者の数に関して独立的に検証された統計はなかったが、報告によると、内務省及び国防省の施設に収容された人々はほとんどが裁判前被拘留者であった。AIによると、(2015 年) 2 月、議会人権委員会は、約 40,000 名の被拘留者が刑務所に残留しており、捜査を待っている状態であると述べた。(2015 年) 6 月時点で、司法省は、約 28,000 名の被拘留者が同省の矯正施設に収容されており、外国人被拘留者が 200 名含まれると述べた。複数の NGO の指摘によると、実際の被拘留者数は 50,000 名に上る可能性もある。IKR には推定 3,000 名の裁判前被拘留者が、女性 82 名を含め、(2015 年) 10 月 5 日時点でクルド地域政府の様々な施設に収容されていた。

適正手続や司法措置を伴わない長期間の拘留が、体系的問題であった。司法機関による再検討の欠如は様々な要因から生じ、例として多数の被拘留者、不法拘留、刑事捜査の進行が遅いこと、不十分な数の裁判官及び熟練司法要員、保釈又は他の釈放条件を当局が活用できない又は活用したがないこと、情報共有不足、賄賂、そして汚職が挙げられる。裁判前被拘留者の過密も依然、多数の拘置施設で問題であった。裁判所の命令による釈放日を過ぎての拘留のほか、不法な釈放の申し立ても複数あった。

当局は多数の被拘留者、特に反テロ法の下での被拘留者を、最初の逮捕及び拘留後、数か月間又は数年間拘留した。当局は時々、被拘留者を隔離拘留し、弁護士と連絡を取らせない、或いは法律で義務付けられた期限内に裁判官の面前で正式告訴しなかった。当局は時々、逃亡者、ほとんどはテロ行為容疑で指名手配中のスンニ派の容疑者の、配偶者及び他の家族を、逃亡者に自主するよう圧力を掛けるための身代わりとして拘留した。

報告によると、KRG 当局は被拘留者を裁判前に長期間拘留した。複数の地元 NGO 及びイラク・クルド議会人権委員会委員長によると、地域政府が管理するアサイーシュ刑務所に収容された受刑者は時々、裁判を受けないまま 6 か月を超えて拘留されっぱなしのこともあった。

恩赦：(2015 年) 1 月、司法省は 2,000 名余りの恩赦請求を、閣僚評議会の法務部に提出し、裁定を求めた。(2015 年) 3 月、司法大臣は 250 名の受刑者が大統領からの承認を経て恩赦を認められたと発表した。IKR 内では恩赦の報告例がなかった。

e 公正な公判の否定

法律では司法の独立を規定しているが、一部の条文において、司法の独立性を制限していた。イラクでは治安情勢や政治的歴史を背景に、司法制度が弱いまま取り残され、政府の他部門に依存する状況にある。加えて、2013 年に最高裁判所 (Supreme Court) が、連邦最高裁判所 (Federal Supreme Court) と高等司法評議会 (Higher Judicial Council) の分離を義務付ける裁

判所命令を覆した結果、1人の個人が、連邦制と立憲性に関連する争点を裁定する裁判所と、懲戒的事項を含む裁判所制度を管理及び監督する評議会、双方の長を兼務することが可能となった。地元メディアや国際メディアは、この決定は政治的動機によるものであり、司法の独立性を弱体化させていると訴えた。

裁判所の命令を尊重する当局の意欲に汚職が悪影響を及ぼしているという報告が複数あった。例えば、代表者評議会品位委員会（Integrity Committee of the Council of Representatives）の報告によると、内務省と司法省の複数の職員が被拘留者に、釈放と引き換えに賄賂を要求した。

宗派分子、部族分子、過激派分子及び犯罪分子による脅迫や殺害が、司法の独立性を損ねた。裁判官、弁護士、そして彼らの家族は頻繁に、殺害脅迫や攻撃に直面した。複数の弁護士が、脅迫や暴力に対する政府からの保護の向上を要求する抗議活動に参加した。裁判官も、脅迫や暴力の被害者になりやすかった。報告によると、汚職又は脅迫は、部族レベルでの刑事事件の裁判長や、廃棄裁判所（Court of Cassation）への上訴を処理する裁判長に影響を及ぼした。品位委員会は日常的に、裁判官の汚職容疑を捜査したが、そうした捜査は大抵、政治的動機によるものであるという報告が多数あった。

法律により、クルド司法評議会（Kurdish Judicial Council）は財務上及び行政上は KRG の司法省から独立していたが、政治的に敏感な事件においては KRG の幹部が相変わらず影響を及ぼしていた。

裁判手続

憲法では、全ての市民に公正な裁判を受ける権利を与えている。観測筋は、一部の政府当局者、国連及び NGO を含め、裁判手続が国際的水準に達していないと報告した。捜査裁判官、審理裁判官及び上訴裁判官は概して、公正な裁判を受ける権利の執行を追求したが、被告人が弁護士と十分に連絡を取れない状況が、手続における深刻な欠点であった。多数の被告人が、初回の聴聞時に弁護士と初めて面会し、また裁判前拘留中の弁護士へのアクセスも制限された。審理は一部の国家安全保障事件を除いて公開であったが、不当な遅延に直面することも時々あった。

法律では有罪と証明されるまで被告人を無罪と想定し、被拘留者には罪状のほか、個人的に雇う弁護士又は必要であれば裁判所が任命する公費弁護士を付ける権利について詳しく、速やかに告知される権利を与えている。当局者は日常的に、罪状を速やかに又は詳しく被告人に告知することを怠った。裁判官は証拠を集め、有罪か無罪かを裁定する。陪審による裁判を受ける権利はない。被告人とその弁護士は、公判前に自分達の事件との関連で政府が保有

する証拠を閲覧することができ、また反対側証人と対峙し、自分側の証人と証拠を提示する権利を有する。AIによると、多数の事件において、強要された自白が、犯罪科学的証拠又は独立的証人の証言による裏付けもなく、証拠の唯一の源泉として扱われていた。法律では上訴権を規定しているが、付託を制限する法令があり、廃棄裁判所が刑事事件の上訴を再検討する。

(2015年)7月7日、バグダッド中央刑事裁判所は、反テロ法の下で告訴され、2014年6月にキャンプ・スペイサーで起こった1,700名ものシーア派士官候補生大量虐殺事件に関与した罪で告発された男性28名の審理を行った。国際メディア、裁判を傍聴した地元弁護士、そしてHRWによると、この審理は2時間乃至4時間続いた。1人の弁護士が28名の被告全員の代理を務めたが、公判前に被告人と面会しておらず、被告人全員の代理として裁判所で陳述を行ったのは1回だけであった。裁判官は被告人各自に自白陳述を求めたが、被告人全員が自白を拒否し、自分達は無実であると述べた。被告人は裁判官に、捜査の際に当局者から目隠しされ、自白と思しき書類に署名するよう求められたと語った。被告人はさらに、当局者から捜査過程で拷問されたとも述べた。証人は誰も証拠を提示しなかった。裁判官は部屋を出て簡潔に議論し、そして戻って来て、被告人のうち24名に死刑判決を言い渡し、他の4名は証拠不十分により無罪とした。

KRG 当局者の指摘によると、検察官と被告側弁護士は職務遂行を妨害され、また受刑者の裁判が行政上の理由で不必要に遅れた。

政治犯及び政治的理由により勾留された者

政府は如何なる受刑者も政治犯又は政治的理由による被拘留者と見なさず、そして刑務所に収容された人々は全員、刑法の下での既決囚又は被告であったか、或いはまだ捜査段階で拘留され裁判を待つ状況であったと説明した。

政治犯又は政治的理由による被拘留者はいないという主張の評価は困難で、それは政府の透明性の欠如、逮捕手続における汚職の蔓延、遅い訴訟手続、そして被拘留者、特にテロ対策当局、諜報当局及び軍当局により拘留された人々に接見できないことが理由であった。政府の政敵は、政府が人々を政治活動又は汚職からテロ行為や殺人に至る様々な罪状を口実に投獄した、或いは投獄しようとしたと強く主張した。

IKR でも同様の要因が、政治犯や政治的理由による被拘留者に関して信頼性のある評価を阻害した。HRW の報告によると、(2015年)8月4日、KDP の諜報部がエサ・バルザニ (Esa Barzani) を、クルド労働党 (Kurdistan Workers' Party) (PKK) 指導者、アブドゥラ・オカラン (Abdulla

Ocalan) と PUK 指導者兼元イラク大統領、ジャラル・タラバニ (Jalal Talaban) を支持する絵を掲示したとの理由で拘留した。エサ・バルザニの家族の 1 人が HRW に語ったところによると、当局はエサ・バルザニを、KDP のバルザニ党首の家族を批判したことを理由に拘留した。

民事上の訴訟手続及び救済方法

個人及び団体は人権侵害を理由に、又は人権侵害の中止を求めて、民事上の救済措置を要求することができる、行政上の救済方法も存在するが、行政出先機関が圧倒的に治安に焦点を当てていることため、行政機関に依存する司法機関の職員不足と相まって、政府は人権侵害について民事上又は行政上の救済措置を効果的に実施しなかった。2014 年 1 月、IHCHR と協力して、高等司法評議会は人権侵害や虐待の報告を、上訴裁判所の有無を問わず捜査するための、特別法廷を創設した。複数の IHCHR メンバーによると、彼らは数千件もの人権侵害事件を付託したが、検察官が数百件もの事件を、証拠不十分又は要求された文書の完成不履行を理由に棄却した。(2015) 年末までに、裁判所は人権侵害による有罪判決を全く下していなかった。

KRG の法律では、不法な逮捕又は拘留の被害者に対する補償を規定している。KRG の殉教者・アンファル問題省が不法な逮捕又は拘留の補償を扱い、また同省に属する人権委員会の報告によると、約 8,000 件 (多数の歴史的事件を含む) が補償対象として承認された一方、政府は予算制約の兼ね合いで補償金を支払うことができなかった。

財産回復

財産請求委員会 (Property Claims Commission) は、独立的な政府委員会であるが、1968 年から 2003 年にかけてサダム・フセイン体制により不当に押収された財産の返還請求を解決した。当局はこのプロセスの意図を、フセイン体制によるアラブ化プログラム及び他の宗派的強制移転政策の一環として民族的理由又は政治的理由で土地を没収された人々に、便益を与えることに置いた。(2015 年) 10 月 31 日までに、同委員会は未処理の請求を全て解決していた。

国際移民機関 (IOM) の 2015 年版報告書によると、ダーイッシュは広範囲に及ぶ財産の破壊、略奪及び没収や、民間人の財産のダーイッシュ関係者への違法な貸与及び売却に関与した。

(2015 年) 1 月から 3 月にかけて IOM から聞き取り調査を受けた複数の IDP によると、ダーイッシュはモスルに財産局を創設し、その目的は IDO の財産を売却し、財産文書をダーイッシュのメンバーに分配することであった。

(2015 年) 7 月、議会品位委員会は、複数のキリスト教徒から、バグダッド市内に所有する不動産の違法没収を巡る数十件の申し立てを受けたと述べた。イラクで信教の自由に取り組む NGO であるマサラト (Masarat) によると、大部分のキリスト教徒が訴状の提出を拒否し、それは武装集団に家族を誘拐されるかもしれないという不安が原因であった。訴状を提出した人々の報告によると、警察は徹底した捜査を実施しなかった。(2015 年) 7 月、複数の宗教指導者、国会議員、そしてバグダッドを拠点とする裁判官が、一部の政党がキリスト教徒の財産を没収する犯罪ネットワークを容認している、と述べた。議会品位委員会は、不動産登録部門における詐欺の申し立てに関する捜査に乗り出し、そして司法省は詐欺を低減すべく不動産記録のデジタル化を要求したが、(2015) 年末時点で財産没収は依然続いていた。

f 私生活、家族関係、家庭生活、又は通信に関する恣意的な干渉

憲法では当局に対し、裁判所の命令がない限り家屋に立ち入り又は搜索してはならないと義務付けている。憲法では私生活に対する恣意的な干渉も禁じているが、治安部隊は搜索令状なしに家屋に立ち入ることが多かった。

(2015) 年中、ダーイッシュの戦闘員が家屋に立ち入り、私有財産を破壊又は略奪し、家屋を作戦基地に転用した。特に、ダーイッシュは民族コミュニティや宗教コミュニティの人々を自宅から強制的に追い出し、また検問所で人々の所持品を、貴重品も含め、没収した。(2015 年) 2 月、或るキリスト教系報道機関が、ダーイッシュが「ナザレ派の戦利品」と称する市場を開き、電化製品、家具及びその他、キリスト教徒の自宅から略奪した品々を売却した。

g 国内の紛争での過剰な武力行使及び虐待行為

ダーイッシュとの紛争は、(2015) 年中、人権状況の著しい悪化に繋がった。武力衝突が続き、(2015 年) 5 月にはさらに激化して、ダーイッシュがアンバール県のラマディの支配権を握った。(2015) 年末までに、イラク人避難民の数は、国連の集計によると 320 万名を超えた。人権侵害には少数民族や宗教的少数派の集団処刑、誘拐及び弾圧が含まれた。政府治安部隊も進歩を成し遂げ、(2015 年) 4 月にティクリットを、11 月にシンジャル (Sinjar) を、そして年末時点でラマディを解放した。150,000 名余りの IDP がティクリットに帰還した。

殺害：国連の報告によると、2014 年 12 月から 2015 年 10 月 31 日までの民間人死亡者数は少なくとも 7,200 名であった。北部と西部からダーイッシュを駆逐すべく、政府はダーイッシュの拠点を狙い、その多くは人口の多い民間人区域に所在していた。(2015) 年中、政府は爆撃や砲撃の使用を激化させ、報告によると、民間人居住区域、特にアンバール県内でダーイッシュが居ると疑われた場所やインフラに対する攻撃の際、民間人が巻き添えで殺害された。

UNAMI の報告によると、一部の軍事作戦は民生インフラを直接狙い、また当局は他にも、民間人住民を保護するためのあらゆる適切な予防策を講じることなく作戦を実行した。

(2015) 年中、民間人居住区域内のダーイッシュ拠点に対する ISF の攻撃が増加した。イラクでの児童及び武力衝突に関する国連事務総長報告書によると、(2015 年) 1 月 2 日、サラーフディーン県のアルファルハニヤ (al-Farhaniya) 村とアルスバイハット (al-Subaihat) 村を狙った空爆により、民間人 12 名が殺害されたとのことである。(2015 年) 3 月 5 日、ニネワ県モスル東部のバルティラ (Bartilla) 小地区を狙った空爆により、児童 3 名を含む民間人 11 名が殺害されたとのことである。(2015 年) 6 月 26 日、国際メディアは、アンバール県ファルージャ (Fallujah) の住宅地に対する ISF による空爆で民間人 6 名が殺害されたほか、12 名が負傷したと報じた。複数の医療関係者がメディアに語ったところによると、これらの空爆で市内中心部の市場のほか、ファルージャ病院周辺区域も爆撃された。

複数の人権団体やメディアが、宗派間暴力が激化していると報告した。暴力の大半はシーア派民兵組織 (名目上は政府の統制下にあるが、一部は PMF の一員として参加した) によるスンニ派民間人の殺害や虐待が原因であった。ダーイッシュ支配下区域の解放を目指した空爆や ISF の地上作戦の成功により、民間人の治安の真空地帯が生じ、そこにシーア派民兵組織が移動してきた。(2015) 年中、状況はさらに悪化し、スンニ派の民間人はダーイッシュの犯罪に対する報復攻撃に直面したほか、自宅から強制移転させられた。

複数のスンニ派部族がダーイッシュと対立し、ISF と交戦した状況において、ダーイッシュは部族の人々の集団処刑を行った。UNAMI によると、2014 年 12 月、バグダッド南部のマダイン (Madain) において、ダーイッシュの自爆攻撃者 1 名が、軍事拠点に給料を受け取りに来ていた少なくとも 21 名のスンニ派部族の人々の集団を殺害した。この攻撃で他に少なくとも 48 名が負傷した。

国連及び複数の国際人権団体によると、政府の統制外で活動する一部のシーア派 PMF が民間人に対して殺害、誘拐及び財産破壊を含む虐待を働いた。AI の報告によると、シーア派 PMF 隊員が、軍隊や警察も加わる場合もあれば、不干渉の場合もあるが、申し立てによると、(2015 年) 1 月 26 日、ディヤラ県バルワナ村出身の民間人を少なくとも 56 名、ひょっとすると 70 名余り、超法規的に殺害した (第 1 節 a 項参照)。(2015 年) 1 月 23 日、ディヤラ県をダーイッシュの支配から取り戻した後、シーア派 PMF は、申し立てによると、サーディアン (Saadian) で 8 軒の家屋を略奪及び破壊し、そしてディヤラ県ムクダリヤで 4 箇所のモスクを破壊した。(2015 年) 2 月 15 日、HRW は「イラク：民兵組織による虐待激化、場合によっては戦争犯罪も (Iraq: Militias Escalate Abuses, Possibly War Crimes)」と題した報告において、2014 年 6 月以降、少なくとも 3,000 名がムクダリヤで自宅から逃げ、一部は誘拐され、略式処刑され

たと主張した。HRW によると、これらの攻撃はスンニ派居住区域及び混合宗派区域から住民を強制移転させた上、帰還を阻止するための、バドル旅団を巻き込んだ作戦の一環と見られた。

バスラで複数のスンニ派聖職者が殺害される事件が複数あった。(2015 年) 1 月 1 日、正体不明の襲撃者がバスラのズバイル (Zubayr) 地区でスンニ派聖職者 4 名を走行中の自動車からの銃撃により殺害した。両側の宗教指導者が監禁を呼び掛け、また首相は捜査を命じたものの、(2015) 年末までに何も結果を出さなかった。

AI によると、(2015 年) 1 月 25 日、複数のヤジディ教徒戦闘員がシンジャルのジリ (Jiri) 及びシバヤ (Sibaya) という 2 つのスンニ派アラブ人の村で家屋を略奪し、焼き討ちした。報告によると、彼らは高齢の男女や児童を含む 21 名の民間人を処刑し、他にも児童を含む数名を負傷させた。申し立てによると、彼らはさらに 40 名の住民を誘拐し、うち 17 名の消息が (2015) 年末時点で不詳であった。複数の住民が AI に語ったところによると、ペシュメルガとアサイーシュの治安部隊が攻撃の際に駐留していたが、攻撃を止めさせる行動を取らなかった。

国際メディア及び IHCHR の報告によると、ダーイッシュはますます、民間人を戦闘時に人間の盾として使った。(2015 年) 3 月、戦争研究機構 (Institute for the Study of War) は、ダーイッシュ戦闘員が不特定数の民間人をティクリットで人間の盾として使う目的が拘留した。ファルージャでアンバール県議会の或る議員がメディアに語ったところによると、(2015 年) 7 月、ダーイッシュの民兵組織が ISF の市内進攻を阻止すべく、複数の民間人を人間の盾として使っていた。

国連、複数の国際人権団体及びメディアの報告によると、ダーイッシュは数百名もの非戦闘員を処刑し、被害者は主に捕獲された兵士又は投降した兵士、軍の徴集兵、警察官及び他の政府関係者であった。殺害された人々の大多数はシーア派であった。例えば、(2015 年) 6 月 22 日、ダーイッシュは男性 16 名を檻に入れて引き回すという方法で処刑する様子を撮影したビデオを公表した。(2015 年) 4 月、地元メディアはダーイッシュがティクリット北東部のシュリカト (Shriqat) で 300 名を処刑したとされる複数の写真を報じた。

報告によると、ダーイッシュはさらに、ダーイッシュを支持しなかった複数の宗教指導者を誘拐し、殺害した。UNAMI によると、(2015 年) 9 月 13 日、ダーイッシュはモスルのハムム・アリ (Hammam Ali) 地区で導師 3 名を処刑し、報告によれば理由は被害者が説教の際にダーイッシュを称えなかったためであった。(2015 年) 6 月 22 日、ダーイッシュはモスルでスンニ派聖職者 6 名を、夜間の断食の祈りを禁ずるダーイッシュの指示に従わなかったこと

を理由に誘拐し、(2015) 年末時点でこれらの聖職者の消息は依然不明であった。

民間人に対するダーイッシュの攻撃は効果が減退し、それはこのテロ組織が (2015) 年中に守備側に追いやられ、また 2014 年にダーイッシュの猛攻が始まって以来、多数の潜在的被害者が殺害、誘拐されたか、或いは逃亡していたからである。

(2015) 年中ずっと、ダーイッシュは大衆市場、治安検問所、そしてシア派が圧倒的に多い区域で VBIED を爆発させたり、自爆攻撃を行った。ダーイッシュの武装戦闘員は人口密集地又はその付近にも展開し、複数の民間人を人間の盾として使った。

誘拐：民兵組織、違法武装集団及び他の正体不明の犯人が、多数の人々を誘拐した。場合によっては複数の人々が民族的又は宗派的な身元を理由に誘拐されたり、或いは政治プロセスの不安定化を目的に、又は金銭的な動機で誘拐される場合もあった。(2015 年) 6 月の児童権利保護に関する国連総会報告書によると、少なくとも 1,297 名の児童 (女子 685 名と男子 612 名) が 2014 年 1 月から 12 月にかけて 322 件の事件で誘拐され、またダーイッシュがシンジャルのヤジディ教徒コミュニティを狙った事件のほぼ全ての実行犯であった。報告によると、ダーイッシュは複数の児童を学校、刑務所及び空港で拘留し、そして 12 歳以上の複数の女子を家族から隔離し、ダーイッシュ支配下区域で性奴隷として使う目的で売り払った。ダーイッシュは支配下区域で複数の未成年者の処罰も行った。UNAMI によると、(2015 年) 9 月 2 日、ダーイッシュはモスルのバブ・アルトブ (Bab Al-tob) 市場で 13 歳の男子 1 名を窃盗で責め立てた後、手を切断した。

UNAMI の報告によると、(2015) 年末までにダーイッシュは約 3,500 名を拘留して奴隷扱いし、被害者は主にヤジディ教徒コミュニティからの女性と児童のほか、ニネワ県シンジャル地区からの少数民族や宗教的少数派も含まれた。(2015 年) 6 月 25 日、UNAMI によると、ダーイッシュはヤジディ教徒の女性 42 名をシリア東部のデリゾール (Deir ez Zor) 県マヤデーン (Mayadeen) へ移送し、彼女らを 1 人につき 553,180～220 万ディナール (500～2,000 ドル) でダーイッシュ戦闘員に売り払った。

身体的虐待、刑罰及び拷問：複数の国際人権団体からの報告書の申し立てによると、政府軍やシア派 PMF が受刑者及び被拘留者、特にスンニ派を虐待した (第 1 節 a 項参照)。

複数の国際人権団体の報告によると、ダーイッシュは残虐な手口で、治安部隊や政府と繋がりのある人々のほか、ヤジディ教徒など背教者と見なされた人々にも虐待や処罰を加えた。人権省及び国連は、ダーイッシュ及びその関係者が実行した強姦事件や性的暴行事件を多数報告した。(2015 年) 8 月、国際メディアによると、ダーイッシュはモスルで 19 名の女性を、

ダーイッシュのメンバーとの性交拒否を理由に処刑した。

児童兵士：ISF が児童を治安部隊で従軍させるために徴兵又は募集したという報告はなかった。イラクでの児童及び武力衝突に関する、(2015 年) 11 月に公表された国連事務総長報告書によると、戦闘に加われという児童への指示はなかった一方、児童は依然、あらゆる紛争区域で PMF や民兵組織に帯同していた。国連観測筋の報告によると、児童が軍服を着用し武器を携行していたほか、武装集団の成人メンバーと一緒に行軍していた。同報告書によると、(2015 年) 6 月 7 日、青年スポーツ省 (Ministry of Youth and Sports) が全県の出先事務局へ、青年の軍事訓練向けに青年クラブを使用することを奨励する旨の書簡を送付していた。

(2015 年) 6 月 28 日、AP 通信 (Associated Press) は職員が国中の数十箇所のキャンプにおいて、数百名の学生が PMF に入隊してダーイッシュと戦うための訓練を行っていた様子を目撃したと報じた。首相府広報官は、未成年者が自ら戦闘に参加していたという事件が散発的にあったが、政府は児童が戦争に赴くことを容認するわけではない、と回答した。観測筋の指摘によると、児童の民兵組織加入は公式に奨励されているわけではなく、発生頻度も低く、概して家族又は仲間の勧めによるものであった。

UNAMI によると、ダーイッシュは児童を強制的に、情報提供者、検問所要員、そして自爆攻撃者として徴用した。児童及び武力衝突に関する国連報告書によると、2014 年 8 月から 2015 年 6 月にかけて、ダーイッシュは数百名の、幼くは 8 歳からの男子を、ヤジディ教徒やトルクメニスタン人を含めニネワ県から徴用し、武器使用や戦闘を学ばせる施設へ送った。(2015 年) 1 月 14 日、ソーシャル・メディア上で幅広く配布された 1 本のビデオが、ニネワ県タル・アフール地区のダーイッシュ児童訓練キャンプの様子を示していた。このビデオは「ファルーク新兵養成所 (Farouq Institute for Cubs)」と題し、15 歳未満の複数の児童が武器の扱い方を訓練している様子を示していた。(2015 年) 2 月 6 日、ダーイッシュはアンバール県ルトバ (Ruutba) で強制的な児童徴用を課した。人権省や地元メディアの報告によると、(2015 年) 6 月 21 日、ダーイッシュは 800 名余りの児童を誘拐し、モスルのアルサラミヤ (al-Salamiya) キャンプに拘留した。5～10 歳の児童が厳格な教育キャンプに収容され、10～15 歳の児童が強制的に軍事訓練に参加させられた。UNAMI によると、ダーイッシュは従軍しない代わりに家族が 500,000 ディナール (455 ドル) を支払うことを許可するのを止めた。

以下の URL で公開されている米国国務省の「人身売買に関する報告書 (Trafficking in Persons Report)」も参照のこと。

www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/

他の紛争関連の虐待：紛争が活発な区域は依然、国中で数十万名もの生活を混乱に陥れ、特

にバグダッドや IKR はもとより、アンバール県、ニネワ県、サラーフッディーン県及びディヤラ県でもそのような状況であった。政府、PMF 及びダーイッシュが実施した道路封鎖が、必要に迫られたコミュニティへの人道支援の流れを阻害した。

AI によると、ペシュメルガとヤジディ教徒の武装集団が支配下の村や町を徹底的に破壊し、軍隊の出番すらなかった。AI の報告によると、2014 年 9 月から 2015 年 3 月にかけてペシュメルガ軍がダーイッシュ戦闘員から奪った、或いは引き続き KRG の行政管理下にあった、ニネワ県、キルクーク（Kirkuk）県及びディヤラ県の村や町で、家屋や財産が広範囲にわたり焼かれた。その報告によると、ほぼ破壊し尽くされた或る村で、ペシュメルガ隊員が AI に、住民が決して戻らないよう家屋を吹き飛ばしたのだと語った。別の村では或るペシュメルガ隊員が AI に、ある区域を奪還した後、そこを更地にするためにブルドーザーで整地した、と語った。エルビル（Erbil）を拠点とする複数の NGO や人権活動家が、AI の主張の一部を裏付けた。

地元メディアによると、(2015 年) 8 月、ニネワ県テルスコフ（Telsqof）のアッシリア人の町の住民曰く、複数のペシュメルガ隊員が金目の物を探して家屋に侵入するところを目撃したとのことであった。住民は略奪を「体系的」と説明し、ペシュメルガの部隊は家屋を 1 軒 1 軒回り、電化製品、ガスボンベ、油缶、家具といった品々を持って出てきたとのことであった。

民生インフラを狙ったダーイッシュによる破壊の報告は日常茶飯事で、道路、信仰場所、及び病院への攻撃も含まれた。ダーイッシュはアンバール県ハディタ（Haditha）地区を包囲し、人道支援者のアクセスを防ぐよう供給経路を遮断した。(2015 年) 3 月までに、国連人道問題調整事務所によると、ハディタ地区の数千もの世帯が食料、医薬品、燃料及び基本的補給品の危機的な不足に直面した。(2015 年) 3 月 18 日、地元メディアが、女性と児童を含む少なくとも 10 名がハディタ地区で餓死し、これは支援物資がこの地区に全く届かなかったためである、と報じた。

ダーイッシュは支配下区域で文化遺跡や宗教遺跡を攻撃した。ハンムラビ人権機関（Hammurabi Human Rights Organization）によると、(2015 年) 3 月 2 日、ダーイッシュはブルドーザーを使って、タル・カイフ（Tall Kayf）という町のアッシリア人キリスト教徒墓地を破壊した。(2015 年) 3 月 19 日、ダーイッシュはモスル南部のハムダニヤ（Hamdaniya）で 3 箇所、バシュビタ（Bashbita）村で 1 箇所、シャバク人の聖地を破壊した。(2015 年) 3 月 19 日、ダーイッシュはニムルド（Nimrud）地区のアルジブ（Al-Jib）の古代男子修道院や考古学遺跡を破壊した。6 か月間にわたり、ダーイッシュは複数のヤジディ教徒巡礼地を破壊し、これに (2015 年) 2 月のバシカ（Bashiqa）でのナシル・ディン（Nasir Din）聖堂とア

ルサイド (Al-Saeed) 聖堂の破壊も含まれた。UNAMI は (2015 年) 4 月の報告書において、キリスト教徒、ファイリ (シーア派) クルド人、カカイ教徒、シバ系マンデ人、シャバク人、シーア派アラブ人、トルクメニスタン人、ヤジディ教徒及びその他の人々に対するダーイッシュの侵害行為は、ダーイッシュ支配下区域でこれらのコミュニティを抑圧、永久追放又は破壊することを目指す政策の一環と見られると述べた。

第2節 市民的自由権の尊重、以下の各権利など：

a 言論及び報道の自由

憲法では広義に、公共の秩序や倫理観に反しない表現の自由の権利、或いは禁止されたバース党又は暴力的手段による国境変更に対する支持を表明する権利を規定している。個人やメディアによるこれらの権利の行使に対する主な制限は、政府、政党、民族軍、宗派軍、テロリスト集団、過激派集団、又は犯罪集団による報復に対する確かな不安に起因する自己検閲であった。

言論及び表現の自由：憲法で表現の自由が保護されているにも関わらず、メディア業務に対する政府の監視が強化され、それが時々、報道機関の閉鎖、報道制限、そしてインターネット・サービスへの干渉に繋がった。個人は政府を公然と又は私的に批判できたが、報復の恐れなしに批判することはできなかった。

(2015 年) 6 月 24 日、エルビル警察はパヤム (Payam) テレビのジャーナリスト、ディルシャド・ハルタリ (Dilshad Hartali) を、KRG の教育担当大臣を批判する記事をイスラム・パイク (Islam Paik) というウェブサイトに掲載したことを理由に逮捕した。ハルタリは以前、イスラム・パイクに勤務していたが、報告によると、批判記事を書いたのは彼ではなかった。(2015 年) 6 月 25 日、当局はハルタリを釈放した。

報道の自由：或る現業メディアが多様な見解を、総じてオーナーの政治的視点を反映する形で表明した。このメディアは公共の秩序の侵害を防ぐための政府による制限を遵守するよう、自己検閲も行い、それは特に非政府軍による報復の不安のためであった。報道機関は広告収入を通じて運営費を賄うことができず、圧倒的に政治的資金源に頼っていたため、偏りのないニュースを報じる能力に影響が及んだ。政党は、数千もの日刊及び週刊の印刷出版物のほか、数十のラジオ局やテレビ局のほとんどに対し、強い影響力を及ぼした、或いは完全に支配した。

複数の国際団体及び地元団体が、ジャーナリストに対する逮捕や嫌がらせのほか、政治的に

敏感なテーマ、例えば劣悪な治安、汚職、そして弱い政府の許容力などを取り上げた報道機関の閉鎖を報告した。治安情勢の悪化は、ジャーナリストに対する嫌がらせをさらに助長した。政府の治安当局は時々、治安上の口実を理由に、ジャーナリストによる報道を妨げた。

例えば、イラク報道自由唱導協会 (Press Freedom Advocacy Association of Iraq) によると、(2015 年) 9 月 13 日、海軍治安部隊は、5 つのメディア団体がウム・カスル (Umm Qasr) 港付近で行われたデモを報道することを阻止した。

(2015) 年中、報道の自由を訴える団体、「報道の自由監視団 (Journalistic Freedoms Observatory) (JFO) の報告によると、通信メディア委員会 (Communications Media Commission) (名目上は独立しているが、実際には政府主導下のメディア規制機関である) がアルジャジーラ (al-Jazeera) メディア・ネットワーク及びアルアラビヤ (al-Arabiya) 報道局に対し、首相の指示に従ってイラク国内での業務再開を許可した。

IKR では政府当局が依然、2008 年の法律で出版関連犯罪が刑事罰対象から外されたにも関わらず、ジャーナリストを裁判に掛け、有罪判決を下し、投獄した。複数の通信社役員によると、2008 年の法律は出版関連犯罪でジャーナリストを訴追するための唯一の根拠であったが、当局は公共の倫理に反する犯罪又は他の犯罪を理由とする訴追を認めていた。

(2015 年) 2 月 2 日、HRW によると、IKR のドホーク (Duhok) 市で当局が、フリーランスのジャーナリストで独立系クルド系の NRT テレビの元局長、サバ・アトルシ (Sabah Atrushi) を、彼が (2015 年) 1 月 29 日のトーク番組の中で出したコメントによるテロ対策法違反を理由に告発し、拘留した。アトルシが HRW に語ったところによると、彼は或る高官の息子でもあったペシュメルガ指令官の辞任を要求していた。その番組でアトルシはペシュメルガを、捕えられていた複数のダーイッシュ戦闘員を釈放した後に拘置施設から走り去るところを銃撃したとの理由で非難した。アトルシによると、ペシュメルガは KTV に、銃撃の模様をプロパガンダとして、ペシュメルガが前線でのダーイッシュとの戦闘に勝利したことを示す目的で撮影するよう依頼していた。

(2015 年) 2 月 16 日、NRT テレビ・チャンネルは 1 週間、KRG の文化・出版省 (Ministry of Culture and Publishing) の命令により業務を停止した。同省の命令は、アンサー・アルイスラム (Ansar al-Islam) 創設者のムラー・クレカール (Mullah Krekar) がノルウェーの刑務所から釈放された直後に NRT テレビが行った彼とのインタビューによるものであった。報道によると、或る文化省高官が NRT に対し、その部分を放送しないよう、さもないと放送規則違反に該当することになると警告した。

暴力と嫌がらせ：2015 年の年次報告書の中で、JFO は 235 件のジャーナリストに対する嫌がらせ及び暴力事件を報告し、これらの事件は少なくとも 30 名のジャーナリストの殺害と、他に少なくとも 10 名の失踪という結果に至り、失踪者の消息は（2015）年末時点で不詳であった。

ダーイッシュ支配下区域からの報告は一層困難となった。政府、民兵組織及びダーイッシュ軍が絡む武力衝突を取り上げたジャーナリストは身の安全を脅かされる事態に直面し、ジャーナリストの殺害される又は負傷する事件が数件起こった。複数の軍当局者が、安全上の配慮を引き合いに、時々、ジャーナリストのアクセス、特に戦闘が活発な区域へのアクセスを制限したが、（2015）年末までに、ISF は複数の国際ジャーナリストが前線から報道することを、例えばラマディ奪還作戦を全体的に報道することを認めていた。

メディア従業員はしばしば、政治家、政府当局者、治安部隊、部族分子及び企業幹部を含め、様々な個人や機関から、批判記事を公表しないよう圧力を受けた、と報告した。メディア従業員は政府当局者又は党派幹部による暴力、威嚇、殺害脅迫、そして嫌がらせを説明した。

（2015 年）8 月、バスラでの反汚職抗議活動を報じた複数のジャーナリストが、殺害脅迫を受けたと述べた。複数のジャーナリスト曰く、自らを「イラクの英雄」と称する、バスラの与党のうち 1 党に所属しているとされる自警団が、殺害を仄めかす脅迫文を記載したビラを、イラク・ジャーナリスト組合（Iraqi Journalists Syndicate）のバスラ支部の庭に投げ込み、これは抗議活動取材するジャーナリストや抗議活動に参加するジャーナリストに対する支持を同組合が宣言した後のことであった。イラク報道の自由監視団は、ジャーナリストの生命を脅かす武装集団から地元治安部隊がジャーナリストを保護しなかったと訴える声明を発表した。

複数のメディア従業員が、シーア派 PMF の記事を書く脅迫を受けずに済まされないと報告した。（2015 年）10 月 21 日、汎アラブのテレビ局、アルジャジーラが、マリキ元首相のほか、上級 PMF 幹部に関する極めて批判的な報道を、「ブラック・ボックス（Black Box）」というレギュラー調査報道番組で放送した。この報道は、マリキと PMF 幹部が超法規的殺害や失踪を含む人権侵害に関与していたことを示唆する内容であった。放送後、アルジャジーラのスタッフ曰く、信用できる情報筋から、国外に退避するか身を隠すよう助言を受けたとのことであった。

IKR 全域にわたり、メディア従業員に対する銃撃、殴打、拘留、そして殺害脅迫が多数発生した。中には攻撃者が軍服又は警察の制服を着ていた例もあった。多数の攻撃が、独立系メディアや元反対派メディアを標的にし、主に独立系のナリア・ラジオ・アンド・テレビジョン（Nalia Radio and Television）、パヤマ・テレビジョン（Payama Television）（クルド・イスラ

ム集団（Kurdistan Islamic Group）と提携）、そしてクルド・ニュース・ネットワーク・テレビジョン（Kurdish News Network Television）（ゴラン運動党（Gorran Movement）と提携）が狙われた。

（2015 年）9 月 9 日、報道によると、スライマニヤ刑事裁判所がクルド人諜報官、ラフル・シャイフ・ジャンギ（Lahur Sheikh Jangi）（別名ラフル・タラバニ（Lahur Talabani））を、独立系のクルディッシュ・ナリア・テレビジョン衛星チャンネル、シャズワー・アブドゥルワヒド（Shaswar Abdulwahid）のオーナーが 2013 年に銃撃された事件との関連で拘留するよう命じた。ラフル・シャイフ・ジャンギは（2015 年）9 月 12 日に裁判所へ出頭したが、（2015）年末までに、事件の進展はなかった。

2014 年 8 月、スライマニヤ県で 2013 年にカワ・ガルミアニ（Kawa Garmiani）というジャーナリストが殺害された事件の容疑者 3 名のうち 2 名の裁判が始まった。（2015 年）1 月、カラル（Kalar）の裁判所は PUK 政治局員、マフムード・サンガウィ（Mahmood Sangawi）について、ソーシャル・メディア上で幅広く配布されたビデオの中で 2012 年に彼がガルミアニの生命を脅かしていたという事実をよそに、彼を殺害と結び付ける証拠が認められないと述べ、無罪とした。この判決は、（2015）年末時点で最高裁判所による再検討を待つ状態であった。

検閲又は内容の制限：法律では、公共の品位又は良識を侵害する著述物、図画、写真又は映像の制作、輸入、刊行又は所持を禁じている。罰則には罰金と懲役が含まれる。政党派閥にとって不快な事実又は意見の公表に対する暴力的報復の不安が、自由な表現を阻害した。報告によると、公共当局者は肯定的報道に対して賄賂、金銭、土地、催事へのアクセス及び他の便益をジャーナリスト、特に親政府派のジャーナリスト組合員に供与することにより、内容に影響を及ぼした。こうした制限は国外で運営されるイラクの民営テレビ局にも拡大適用された。

イラク・クルド議会は、情報公開法（Access to Information Law）を 2013 年に可決し、同法ではジャーナリスト、報道機関及び一般市民への情報公開を規定している。しかし、（2015）年末までに、KRG は同法の実施に向けて取り組んでいなかった。その上、地方自治体、政党及び当局者が日常的に、情報公開に関して報道機関を提携政党に基づいて差別していた。例えば、KDP の拠点区域であるドホークやエルビルでは KDP 系の報道機関であるルダウ（Rudaw）と KTV が KRG の全部門に出入りすることができた一方、PUK やゴラン党の拠点であるスライマニヤ県では、GK TV やクルドサット（Kurdsat）TV など PUK 系報道機関が、他の報道機関よりも政府や党の情報に多くアクセスすることができた。

国内で出版される書物はもとより、輸入書物も全て、文化省の承認が必要で、従って検閲対象であった。

名誉毀損法：法律では名誉毀損を禁じており、罰則規定は最長 1 か月の収監又は 50,000～250,000 ディナール（45～225 ドル）の罰金である。メディア関係者の多くがこの規定について、訴追に対する強い畏怖を生み出すことにより自由な職業実務を妨げていると不満を訴えたが、自己検閲の蔓延も、ジャーナリストとしての能力発揮を阻害した。公共当局者は時々、刑法や民法の下での名誉毀損訴訟に訴えたが、場合によっては個別の報道機関や編集者に対し、大抵は汚職疑惑を記載した記事の公表を理由に罰金が科せられる結果となった。報道の自由に取り組む複数の地元団体によると、事件が裁判所に提起された場合、裁判所はジャーナリスト側を支持することが多かった。

名誉毀損は KRG の法律の下でも刑事犯罪であり、裁判官はこれに基づいてジャーナリストの逮捕令状を発行することができる。

非政府の影響：ジャーナリストとその家族が、テロリスト、メディアの独立性を拒絶する宗教団体、犯罪者、汚職当局者、そしてニュースの流れを制限させたがる正体不明の人物又は集団に狙われた。複数のジャーナリストが、ダーイッシュを批判する情報の報道を理由に嫌がらせ、身代金目的の誘拐、或いは意図的攻撃での殺害の被害者となった。ジャーナリスト保護委員会（Committee to Protect Journalists）という NGO は、ダーイッシュを「報道機関にとって最も危険な勢力の 1 つ」と称した。複数の地元 NGO の報告によると、ダーイッシュ過激派がモスル内の複数のメディア組織の支配権を握り、ジャーナリストを誘拐し、負傷させ、処刑した。国際 NGO、「国境なき記者団（Reporters Without Borders）」によると、（2015 年）4 月 26 日、ダーイッシュ過激派がタエル・アルアリ（Thaer al-Ali）というモスルの新聞の編集者をアルダワサ（Al-Dawasa）のカフェから誘拐した。ダーイッシュのメンバーは彼の携帯電話を没収し、県政府当局者の連絡先が登録されているのを見つけ、彼をダーイッシュと敵対する主体の協力者であるとして責め立てた。2 週間にわたる尋問の後、ダーイッシュ過激派は彼を射殺した。多数のジャーナリストがモスルを離れてバグダッド又は IKR へ移動したか、或いは出国した。

（2015 年）9 月 30 日、報道によると、イラク・クルド議会人権委員会委員長は、ドホークを拠点とする人権 NGO の指導者、ハズハル・ムサ・アダム（Hazhar Musa Adam）が（2015 年）9 月 5 日から行方不明で、彼の失踪は当人のフェイスブックでの或る投稿を関係があると考えられると述べた。（2015）年末時点で、それ以上入手可能な情報はなかった。

インターネットの自由

政府は公然とインターネットへのアクセスを制限し、また政府が適切な法的権限なく電子メールやインターネット通信を監視しているという、信憑性のある報告が複数あったが、公式に認知されたわけではない。制限をよそに、大物政治家や活動家はインターネットを利用して汚職政治家や無能な政治家を批判し、抗議者をデモに動員し、そしてソーシャル・メディア・チャンネル経由で候補者の選挙運動を展開した。世界銀行によると、国民のインターネット利用率は 2011 年の 5.0%から約 11.3%に上昇した。

政府は国内の一部の区域でインターネット・アクセスに干渉していることを認め、その背景には治安情勢の悪化や、ダーイッシュによるソーシャル・メディア・プラットフォームの破壊的利用があった。(2015) 年中、政府当局者が政府に対して批判的なページをフェイスブックやツイッターから、政府が「ヘイト・スピーチ」と見なす通信であるとの理由で削除しようとしたが、実際には成功しなかった。前年と異なり、通信省 (Ministry of Communications) がソーシャル・メディアの報道管制を敷いたという報告はなかった。

(2015 年) 7 月 25 日、地元メディアの報道によると、正体不明の 4 人の武装集団が軍服を着て無表示の乗用車に乗って現れ、活動家のアッバス・ブリフキ (Abbas Brifki) を誘拐、殴打し、ドホーク市郊外に置き去りにした。報告によると、反対勢力がブリフキを殴打した理由は、彼の政見やフェイスブックでの投稿にあった。IKR 人権委員会広報官はこの襲撃を非難し、実行犯の捜索を治安部隊に要求した。(2015) 年末時点で、当局はまだ誰も、この襲撃について訴追していなかった。

ダーイッシュはモスル市内でのインターネットや電話サービスへのアクセスも制限した。

学問の自由と文化的行事

社会的、宗教的及び政治的な圧力が、学問的事項や文化的事項における選択の自由の行使を著しく制限した。報告によると、あらゆる地域で様々な団体が、正式な教育の追求や学術的地位の付与の統制を求めた。イラクの諸大学では男女別の方針を追求しなかった。ダーイッシュは依然、支配下区域において、初等レベル修了後の女性の教育を制限した。

(2015 年) 8 月 5 日、バスラの当局が、市内のコウラ (Khoura) 公園で地元の若者が「色の祭典 (Festival of Colors)」というイベントを企画していたところ、これを阻止する措置を発表した。複数の県議会議員がこのイベント計画を「男女混合」であり、ダーイッシュに殺害された身内を哀悼しているバスラ市内の家庭を攪乱するものであるとして非難した。

学問の自由は紛争が活発な区域や、ダーイッシュ支配下地域でますます制限された。2014 年 6 月にダーイッシュがモスルを占拠した後、ダーイッシュは小学校、高等学校及び大学レベルでの教育再編成に乗り出し、これに暴力やダーイッシュの歴史を賛美する内容の小学生向け教科書の刊行が含まれた。例えば、地元メディアや国際メディアの報道によると、ダーイッシュはモスル大学の学習プログラムを、法学部、美術学部、物理学部、言語学部、社会科学部および考古学部において、ダーイッシュのイデオロギーに準拠するよう改めた。

ダーイッシュ過激派は図書館、博物館及び学術機関も暴力的攻撃の標的にし、学生や教員を誘拐した。ダーイッシュ戦闘員は（2015 年）1 月、モスル市内でニネフ県立中央図書館やモスル大学図書館を荒らし回った。（2015 年）2 月 23 日、モスルから放送するイラクの或る衛星チャンネルによると、ダーイッシュがモスル中央図書館を略奪して焼き討ちし、その結果、10,000 冊の書物や原稿が破壊された。UNESCO はこの事件を、イラクにおける文化的多様性に対するダーイッシュの体系的破壊行為の一例と説明した。

過激派や武装集団は芸術家、詩人、著述家及び音楽家を標的にすることにより、文化的表現を制限した。例えば、地元メディアは引き続き、ダーイッシュがモスル市内の全商店に対して映画又は音楽 CD の販売を禁ずる指令を出し、企業にはコーランのバース又は宗教的プログラムを収録した CD のみ置いておくよう指示した、と報じた。

（2015 年）2 月、国際メディアの報道によると、ダーイッシュはモスル中央博物館を荒らし回り、アッシリア帝国やアッカディア帝国の時代にまで遡る彫像や芸術作品を破壊した。ニネフ県から公表された或るビデオの中で、ダーイッシュ戦闘員がこれらの芸術作品を偶像であると非難し、その後、ドリルやハンマーで彫像を破壊した。

イラク南部のアフリカ系アラブ人コミュニティの人々が（2015 年）2 月と 9 月に、公の場で伝統音楽演奏を実施できなかったと報告したが、（2015）年中続いた武装集団による威嚇が原因であった。

IKR では、複数の地元 NGO によると、上級教授の地位は依然、伝統的与党である KDP や PUK と繋がりのある人物の方が取得しやすかった。

b 平和的集会及び結社の自由

憲法では集会及び平和的デモの自由を、「法律による規制対象」として規定している。規制では抗議活動主催者に対し、デモの 7 日前までに許可を申請し、申請者、抗議活動の理由及び参加者に関する詳しい情報を提出するよう要求している。規制では市民の「派閥主義、人種

差別又は分離」が関係する「スローガン、標識、印刷物又は図画」を全て禁じている。規制ではさらに、憲法又は法律に違反する、暴力、憎悪又は殺害を奨励する、或いはイスラム、「名誉、倫理、信教、聖なる集団又はイラクの主体全般」を侮辱すると思われるものも一切禁じている。県議会は伝統的に、許可を出す権限を維持してきた。当局は概して、規制に従って許可を出した。抗議活動は大部分が平和的で、政府は適切な治安を提供した。加えて、限定的な数ではあるが無許可の平和的抗議活動も行われた。

(2015 年) 7 月、複数の主要都市でデモが増加し、抗議者は政府サービスの改善や汚職撲滅を要求した。首相は治安部隊に対し、干渉しないよう命じた。ソーシャル・メディアでの報告には治安部隊が抗議者に水を提供する様子や、抗議者を扇動者から保護する様子を写した写真が含まれていた。或る報告では、暴動を始めようと企む扇動者から治安部隊を保護している抗議者の様子を描いていた。限定的ではあるが、抗議者に対する暴力の報告もあった。報道によると、(2015 年) 7 月、治安部隊がバスラで抗議者 1 名を射殺した。バスラ県議会はこの事件を捜査中であると発表した。(2015) 年末までに、捜査に関する最新情報はなかった。複数の地元連絡担当者によると、複数の部族指導者が殺害の補償を交渉したが、実行犯に対する正式な告訴は提起されないであろうと予想された。

一部の事例において、政府は治安上の理由から、無許可の抗議活動を解散、或いは抗議活動を制限した。(2015 年) 9 月 7 日、バスラ警察は、反汚職デモ参加者が県議会庁舎外でデモを挙行することを阻止した。(2015 年) 9 月 13 日、数百名の抗議者がバビル (Babil) で県議会庁舎に入ろうとしたが、治安部隊に阻止された。報告によると、抗議者は庁舎めがけて投石し始めたり、タイヤを燃やし始めたりした。ソーシャル・メディアでの報告によると、治安部隊がデモ隊を分散させるため空へ向けて発砲したほか、抑止力を示した。

バグダッドで数名の抗議者が殴打や尋問を受けたという報告が複数あった。HRW によると、(2015 年) 9 月 18 日、近くの検問所に居た制服着用イラク軍兵士からすぐ見える場所で、諜報局員と名乗る複数の男がバグダッドのタフリル (Tahrir) 広場でのデモに参加しようとしていた活動家 3 名を殴打した。これらの活動家が HRW に語ったところによると、彼らはフォード製ピックアップトラックに無理矢理乗せられ、目隠しされ、背後で両手に手錠を掛けられ、近くのビルに連行され、そこで尋問され、蹴られ、プラスチック製のケーブルで殴打された。尋問者は活動家に対し、ダーイッシュとの繋がりを尋ね、バグダッドでのデモの資金提供者が誰であったか尋ねた。活動家はデモを行わない旨の誓約書に署名した後、解放された。1 名の活動家が、負傷を証明する診断書を取得し、訴状を提出したが、(2015) 年末時点で申し立ての結果は不明であった。

2013 年にハウィジャ (Hawija) で行われたデモの際に参加者 44 名が殺害された事件の捜査

は、IHCHRによると、(2015) 年末時点でまだ継続中であった。

限定的ではあるが、IKR での抗議活動における暴力又は当局者の干渉の報告が複数あった。

(2015 年) 3 月 25 日、カーンケ (Khanke) キャンプで暮らすヤジディ教徒 IDP の一団が、ヤジディ教徒に対してダーイッシュが働いた複数の犯罪を大量虐殺として認めるよう、億歳社会に要求するデモを行った。一部のヤジディ教徒活動家による未確認の主張によると、KRG 治安部隊がデモ参加者 60 名を逮捕し、未知の場所へ移送した。逮捕後数週間、当局は多数を解放したが、観測筋の主張によると、まだ数名の被拘留者が行方不明であった。

(2015 年) 10 月、治安部隊がデモ参加者 5 名を殺害し、また報道によると、別の 130 名を、カラール (Kalar)、カラツェ (Qaladze) での経済的、政治的抗議活動の際に負傷させ、またさほどでもないがスライマニヤ県の他の町でも同様の事件が起こった。抗議者による政府庁舎襲撃により、政府治安部隊がこの地域での報道の自由と移動の自由を制限する事態を負招き、これらの制限は (2015) 年末時点でまだ続いていた。例えば、政府治安部隊は NRT と KNN のメディア・ネットワークを一時閉鎖し、また (2015 年) 10 月 12 日、治安部隊はゴラン党関係者と見られる個人や議員のエルビル立ち入りを拒否した。NRT は (2015 年) 12 月に再開を許可された一方、KNN は閉鎖されたままで、メディアや複数の NGO によると、理由はゴラン党との繋がりであった。

結社の自由

憲法では団体や政党を結成し、加入する権利を規定している。政府は概してこの権利を尊重したが、例外としてバース党 (Baath Part) 又はシオニストの原則に対する支持を表明しり団体を法律で禁じている。法律では、シオニストの原則を促進する者、シオニスト組織と関係がある者、物的支援又は倫理的支援によりシオニスト組織を援助する者、或いは何らかの形でシオニストの目的の実現に向けて取り組む者を、死刑に処すると規定している。サダム・フセイン体制崩壊後、この法律が適用された例はなかった。

多数のスニ派イスラム教徒が、イラクの多数派であるシーア派はサダム・フセインの支配下でのバース党によるシーア派の虐待を以てスニ派を特定するという、復讐運動を継続していると申し立てた。申し立てには脱バース党運動の継続を背景とする、公共部門での雇用差別が含まれた。政府は、脱バース党プロセスの意図は前体制擁護者を対象にすることであると主張したが、一部の NGO やスニ派は、政府が多数のスニ派を公務員に不適格とする目的で説明責任・司法法 (Accountability and Justice Law) (脱バース党法 (de-Baathification)) を選択的に実施していると考えた。

官僚主義的な遅延が依然、NGO 登録手続で続いていた。手続が遅いために NGO の発展や法的保護が阻害された。NGO の登録及び運営を推進し、厄介で恣意的な政府の措置からの特別な保護を提供すべく考案された法律により、限定的ではあるが支援がもたらされた。閣僚評議会事務局の NGO 局は（2015 年）1 月から 10 月にかけて、外国の 2 つの NGO を含め 326 の NGO の登録証明書を発行し、因みに 2014 年は通年で 217 件であった。

c 信教の自由

以下の URL で公開されている米国国務省の「世界の信教の自由に関する報告書(*International Religious Freedom Report*)」を参照のこと。

www.state.gov/religiousfreedomreport/

d 移動の自由、国内避難民、難民の保護及び無国籍者

憲法では国内移動及び海外渡航の自由を規定しているが、政府は一貫してこれらの権利を尊重したわけではなかった。IDP はバグダッド、キルクーク、ナジャフ県、そして KRG 支配下区域へのアクセスを、(2015) 年中ずっと制限された。KRG 当局は約 150 万名の IDP を IKR 域内と、KRG の治安統制区域で受け入れた。一部の IDP、特にスンニ派アラブ人が、この地域への立ち入りにおける遅延や制限のほか、この地域から退去せよという圧力も受けたと報告した。

政府は概して、IDP、難民、帰還難民、亡命希望者、無国籍者又は他の関心対象者への保護及び支援の提供に際し、国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR)、IOM 及び他の人道支援団体と協力した。政府はこれらの人々全員を支援するための効果的なシステムを持たず、大体において原因は資金不足と許容力不足にあった。(2015) 年中、治安情勢の悪化や ISF とダーイッシュの武力衝突が原因で多数の市民が移動し、政府による救済活動の調整が一層複雑化した。国連の推定によると、2014 年 1 月以降、ダーイッシュとの紛争が原因で、320 万名余りのイラク人が避難民と化した。戦闘が活発な区域での治安上の配慮、道路の破壊、そして一部の事例における公式及び非公式の制限により、人道支援者の IDP コミュニティへのアクセスが制限された。

国内移動：法律では治安部隊が令状に従って国内移動を制限すること、手錠を掛けること、或る区域を遮断して搜索すること、及びその他、治安上の脅威や攻撃への対応策として必要な治安上及び軍事上の措置を講じることを認めている。ISF やペシュメルガを含む治安部隊のほか、PMF も選択的に規制を執行して、解放された支配下区域への人々の立ち入りを制限する目的で居住許可を要求しているという報告が多数あった。UNAMI 及び国連人権高等弁

務官事務所（OHCHR）に寄せられた様々な報告によると、当局はサラフディーン県及びニネワ県からのスンニ派アラブ人 IDP がキルクーク県にアクセスすることを拒否した。

KRG は、治安上必要であると説明する手続を課しつつ、行政管理下の複数区域にまたがる移動を制限した。当局は非 IKR 居住者に対し、IKR 域内での限定的滞在を認める許可証の取得を要求した。これらの許可証は概して更新可能であった。IKR 域外出身のイラク市民は KRG 統制下区域での居住許可証を取得したい場合、この地域の居住者からの後援が必要であった。市民（クルド人を含む、あらゆる民族宗派的背景の市民）は南部からこの地域を通過する場合、検問所から入り、身体検査と車両検査を受けるよう義務付けられた。

KRG 当局は、一部の区域で他区域よりも厳格に制限を適用した。国連及び複数の国際人道支援団体の申し立てによると、IDP の立ち入りに関する慣行は、検問所の所在地や避難民の民族宗派的背景次第で制限が厳しかったり緩かったりしていた。また、IKR 域内への検問所が時々、長期間にわたり閉鎖され、IDP は地域に入るのを待たざるを得ないという報告も複数あった。当局者は人々を治安上の脅威と見なす場合、地域への立ち入りを阻止した。IKR 当局者は概して、少数派の IDP が IKR に入ることを許可したが、保安検査が長引くことも時々あった。男性の立ち入りは比較的困難なことが多く、特に家族が帯同せず移動中のアラブ人男性の場合がそうであった。

暴力の増加を背景に、中央政府治安部隊は検問所の数を増やし、国内の多数の地域にその場しのぎのバリケードを設置した（第 1 節 g 項参照）。(2015 年) 5 月から 7 月にかけて、ダーイッシュがラマディを占拠した後、数千名の居住者がラマディから周辺区域を目指して逃げてきた。この期間中、国際メディアの報告によると、政府当局は ISF とダーイッシュ軍の戦闘を背景に、バグダッドへの直接最短ルートであるブゼビズ（Bzebiz）橋を散発的に封鎖した。(2015) 年中、何度も、支援機関やアンバール県当局者が国際メディアへ、戦闘によって橋のアンバール側の世帯が取り残され、IDP 世帯は支援を受けることができない状況であると語った。

ダーイッシュは移動の自由を、特に西部と北部で制限した（第 1 節 g 項参照）。ダーイッシュはファルージャ、ラマディ及びモスルから市民が退去することを阻止したが、賄賂を支払い、家族を帰還の担保として残すか、或いは市内に所有する財産を放棄することに合意する場合は別であった。ダーイッシュは支配下区域で女性の移動の自由を厳しく制限した。女性が自宅から出る際は適切な衣装を着用し、男性の身内又は保護者が同伴していることを確認するため、巡視員が巡回していた。

海外渡航：政府は市民が出国する際は出国許可を要求したが、この要件は日常的に執行され

るわけではなかった。

亡命：憲法では帰化した市民に限り、かつ当人が重大な偽造を基に市民権を獲得したことが裁判所の判断で立証された場合に限り、強制国外追放を認めている。強制国外追放の報告例はなかった。

国内避難民 (IDPs)

憲法及び強制移転に関する国家政策において、IDP の権利を取り上げているが、具体的な法律規定はほとんどない。中央政府、IKR 及び複数の国際機関が、IDP への保護と支援の提供を試みた。(2015 年) 8 月、国連は人道的危機の指定を更新してレベル 3 の緊急事態、即ち最高レベルに引き上げ、その理由を、状況の規模と複雑さにあるとした。受け入れる側のコミュニティは、特に IKR 域内で、増加する IDP への公共サービス提供能力に対する急激な圧力の高まりに直面した。

2014 年 1 月以降、武力衝突による避難民は 320 万名を超え、圧倒的にアンバール県、ニネワ県、そしてサラフディーン県で多かった。加えて 2006 年から 2008 年の宗派間対立による 100 万名の IDP も依然、避難民のままであった。

宗派間の暴力やダーイッシュの進攻により、スンニ派、キリスト教徒、シーア派、ヤジディ教徒、トルクメニスタン人、シャバク人、及びシバ系マンデ人の世帯が避難民となった（第 1 節 g 項参照）。避難民の大多数は、出身地区外の区域へと逃げた。

政府が治安情勢の改善と、IDP の切迫した人道上のニーズへの対処に焦点を当てていることから、当局者の取り組みは IDP の安全で自発的な帰還又は現地融合に促進に絞られていた。この課題は政府に対し、受け入れ側コミュニティとの良好な関係を維持しながら IDP を支援する試みのバランスを取ることを要求した。UNHCR 及び他の複数の国際機関の指摘によると、IDP の地元帰還に関する国家政策はなかった。移住・避難民省 (Ministry of Migration and Displacement) の戦略では、現地融合を IDP のための合法的選択肢として認識したが、実際、IDP (大多数はスンニ派アラブ人) は KRG の支配下区域又はシーア派 PMF 部隊の支配下区域で受け入れてもらうのに苦労していた。政府は IDO を現地住民として融合させるよう試みただけでなく、地元への帰還も奨励し、場合によってはそれ以前に複数世帯が帰還を望んでいた。(2015 年) 12 月、OHCHR は、イラク治安部隊、KRG 治安部隊及び提携民兵組織が、スンニ派アラブ人コミュニティに帰属する財産の略奪や破壊、強制退去、誘拐、違法拘留、そして場合によっては超法規的殺害の張本人であると述べた。

政府による支援は助成金の支給に焦点を当てていたが、最初の支払もその後の支払も、一貫して行われなかった。国内全域での IDP の大量移動に直面した政府は、IKR 内を含め、多数の IDP へ、ただし全員にまで行き届かなかったが、食料、水、及び財政支援を提供した。多数の IDP が非公式集落で暮らし、そこでは水、衛生又は他の必須サービスを十分に受けることができなかった。IOM によると、(2015 年) 10 月時点で、IDP は 5 人に 1 人の割合で最低限の安全基準又は保安基準すら満たさない避難所で生活していた。イラク政府と KRG は国連と共同で、新たなキャンプの創設と、既存インフラの拡張に取り組んだ。政府はキャンプで暮らす IDP のうち多数の人々に、基本的な家財道具を支給した。

IDP は概して、政府による公共配布システムを通じて配分される食料供給などのサービスを受けた。現在の居住地で IDP として未登録の人々が時々、サービスの利用制限に直面することがあった。地元当局は多くの場合、IDP が現地でのサービスを利用できるかどうか、判断した。法的支援の提供を通じ、UNHCR や他の人道支援関係者が、IDP のサービス利用や受給資格の改善目指し、文書の取得や当局への登録に際して IDP を支援した。IOM の報告によると、一部の IDP が必要書類不足や行政手続の遅れのため、登録困難に直面した。

人道支援は概して、IKR 及び国内南部の複数の県の大部分で避難民に届いたが、ダーイッシュ支配下区域、特にニネワ県、アンバール県、キルクーク県及びサラフディーン県に残留する人々は依然、制約されたままの状態であった。人道支援要員は引き続き、これらの区域での支援提供を試みたが、治安情勢や移動制限が支援提供の足かせとなった。

地元議員が避難民に PMF への志願を強制したという報告も複数あった。信教の自由に取り組む NGO であるマサラトによると、(2015 年) 4 月 21 日、ワシット (Wasit) 県議会は 18～50 歳の避難民に入隊を強制する旨の声明を出した。ワシット県で暮らす複数のシャバク人 IDP がマサラトに語ったところによると、彼らは地元警察から身分証明書を没収され、治安部隊に入隊するか、さもなければ県から退去しなければならないと告げられた。最終的に、複数の人権活動家、国会議員 1 名、宗教的権威筋、そして複数のワシット県議会議員が介入した後、シャバク人 IDP を強制入隊させる決定は撤回され、地元警察は彼らの身分証明書を返却した。

難民の保護

庇護へのアクセス：法律では庇護又は難民地位の付与を規定しており、政府は制度を確立したが、難民への保護提供に不備があった。UNHCR によると、国内に 250,000 名近くの難民が居り、その大部分はシリアから到着した亡命希望者で、他にも比較的少数ではあるがイランやトルコからの亡命希望者も居た。政府は概して、国内での難民及び IDP への保護と支援の

提供に際し、UNHCR 及び他の複数の人道支援機関と協力した。

ルフルマン：政府は難民の強制送還防止に向け、UNHCR と協力した。UNHCR は強制送還のリスクを負った難民を難民キャンプに移転させるか、或いは再定住を試みた。

難民に対する虐待：派閥集団、過激派、犯罪者、そして一部で申し立てられたが未検証の事件において政府軍が、パレスチナ人、アフバーズ人及びシリア系アラブ人を含む難民を攻撃したり襲撃したりしたという報告が複数あった。(2015) 年中、UNHCR はバグダッドにおけるパレスチナ人難民に対する、検問所での威嚇、恣意的逮捕、誘拐及び失踪を含む様々な虐待事件を報告した。虐待を地元警察に通報したパレスチナ人に対する脅迫の報告例も複数あった。

複数の地元 NGO の報告によると、シリア人難民に対する、多くの場合他の難民による虐待が日常茶飯事で、例として女性や児童に対する暴力、児童結婚、強制売春、及びセクシャル・ハラスメントが挙げられた。

2011 年に政府と国連の間で交わされた覚書には、ディヤラ県のキャンプ・アシュラフ (Ashraf) の閉鎖と、イラン人反体制集団であるムジャヒディン・ハルク (Mujahedin-e-Khalq) のメンバーのキャンプ・フリヤ (Hurriya) (バグダッド市内) への移転が盛り込まれていた。(2015) 年末までに、国連はキャンプ・フリヤの人口を 1,957 名と報告した。当局はキャンプ・フリヤの住民 1,119 名を単独で (63 名)、又は UNHCR の移転プログラムを通じて (1,056 名)、外国に移転させた。大多数の移転先はアルバニアであった。

AI によると、シーア派民兵組織であるアルムクタル軍 (al-Mukhtar Army) が、(2015 年) 10 月 29 日のキャンプ・フリヤにおける少なくとも 24 名の住民が殺害されたロケット攻撃について、犯行声明を出した。政府当局はキャンプに救急隊と医師を派遣して対応した。(2015 年) 9 月 21 日、別の民兵組織も同キャンプを攻撃し、イラク治安部隊員 3 名を殺害した。2013 年にキャンプ・アシュラフから誘拐されたムジャヒディン・ハルクのメンバー 7 名の消息に関する情報は依然としてなかった。

雇用：法律により、難民及び亡命希望者は民間部門で働く権利を有する。しかし、複数のパレスチナ人難民が曖昧な法的地位を理由に、公共部門で働く際に雇用の不安定に直面したが、政府は彼らの難民地位を認定せず、市民権の取得も許可しなかった。シリア人難民は難民キャンプとエルビルの両方で居住者資格と就労許可を取得し、更新することができた。しかし、当局は一部のシリア人難民について、難民キャンプでの雇用の継続を許可しなかった。

恒久的解決策：IKR 域内でのシリア、トルコ及びイランからのクルド人難民は、概して上手く融合した。現地融合は依然、イラン系クルド人の大多数にとって最善かつ最も可能性の高い選択肢であった。クルド地域政府は推定 40,000 名のシリア系クルド人難民を、「キャンプ外難民」として分類した。多数のキャンプ外難民がエルビルで働くか、或いは IKR 内の身内に身を寄せた。

無国籍者

UNHCR はイラク在住の無国籍者数を約 120,000 名と推定し、これは前年から 10,000 名の増加で、多くはシリア人難民であった。多数の非難民無国籍者が元イラク市民であり、国籍再取得手続を既に開始していた。

該当データを入手可能であった最後の年に当たる 2006 年時点で、推定 54,500 名のビドゥン人がバスラ県、ジー・カール (Dhi Qar) 県及びカディシヤ (Qadisiyah) 県の付近又は南部の砂漠で遊牧民として暮らし、無国籍の不法滞在者のままであった。国内南部での干魃の長期化により、多数の人々がこれらのコミュニティから都心部への移住を余儀なくされたが、ほとんどの人々が身分証明書を取得し、食料供給及び他の社会的便益を享受することができた。他に無国籍となるリスクを同様に負うコミュニティの例として、イラクのロマ人住民、アフバーズ (Ahwazi) のイラン系シーア派アラブ人コミュニティ、バハーイ教徒 (Bahai) の宗教的少数派コミュニティ、南部湿地帯の住民、モスル付近のゴヤン (Goyan) 及びオマリヤ (Omariya) のトルコ系クルド人部族、そしてイラクで外交的プレゼンスをまだ確立していない南スーダンの国民が挙げられる。

無国籍者は雇用や教育へのアクセスにおいて、差別に直面した。多数の無国籍者、特にバハーイ教徒が身分証明書を登録できず、そのため公立学校への入学、結婚登録、そして一部の政府サービスへのアクセスの獲得を妨げられる状況にあった。無国籍者は、公共部門での雇用獲得でも困難に直面し、雇用保障も不十分であった。

第 3 節 政治的プロセスへの参加の自由

憲法では市民に、普遍的かつ平等な参政権に基づく自由かつ公正な定期的選挙において、自分達の政府を選ぶ能力を与えており、また選挙の際に暴力や他の異常事態が発生したにも関わらず、市民は概してこの権利を行使した。

選挙及び政治的な参加

最近行われた選挙: 2014 年 4 月、独立高等選挙委員会 (Independent High Electoral Commission) (IHEC) がイラク国民評議会 (Iraqi Council of Representatives) 選挙とエルビル県、ドホーク県及びスライマニヤ県の県議会選挙を同時に実施した。治安が心配されたものの、監視団はこれらの選挙を信用性があり、広範又は体系的な不正行為もなかったと宣言した。限定的ではあるが虐待又は選挙の非正規性に関する報告が複数あった。IHEC は 2014 年 5 月に選挙の予備的結果を発表し、連邦最高裁判所が 2014 年 6 月に結果を認定した。

IDP の増加に関連する市民文書の喪失は、将来の選挙に課題をもたらした。(2015 年) 2 月、英国を拠点とする人権団体であるマイノリティ・ライツ・グループ・インターナショナル (Minority Rights Group International) が実施した調査によると、全 IDP 世帯のうち 44%において、1 名又は複数の家族が国民身分証明書を持っていなかった。多くの場合、IDP は出身区域に戻って身分証明書を取得する必要があった。UNHCR によると、(2015 年) 2 月、政府はこの難題を、IDP に新しい身分証明書を発行するための支局の増設によって軽減しようと試みたが、IDP はこれらの事務所に向う際にも様々な問題に直面した

(2015 年) 3 月、IKR はクルド独立高等選挙委員会を創設し、この委員会は、以前は IHEC の監督下にあった IKR 域内での選挙及び住民投票を全て監督する権限を有する。イラク政府とクルド地域選挙委員会との間での、連邦選挙の調整機構を決める協議は、(2015) 年末時点でまだ続いていた。

(2015 年) 8 月、IHEC はバスラ県住民からの、同県を自治区にするための住民投票を実施して欲しいという請願を初めて承認したと発表した。IHEC は、中央政府からの資金拠出不足のため、バスラでの住民投票実施に向けた取り組みが阻害される可能性があると指摘した。

ダーイッシュは今年 (2015 年)、選挙作業者に対する攻撃を激化させた。(2015 年) 8 月、国際メディアの報道によると、ダーイッシュはモスル市内で IHEC の公務員 300 名を、女性 50 名を含め、イラクで民主主義を促進したことを理由に死刑を宣告した後、銃殺隊により処刑した。

政党及び政治的な参加: 政党及び連合圏は、宗教的境界線又は民族的境界線に沿って組織される傾向にあった。一部の政党では党員が雇用面及び教育面で特権や有利な立場を与えられた。

(2015 年) 8 月 27 日、国民評議会は政党法 (Political Parties Law) を可決し、同法では政党が外国の主体から一切、国外在住市民を含め、収入を得ることを禁じ、また政党は党員会費、国内からの寄付、党による投資からの収益、そして国からの補助金に限り、資金源とするこ

とを義務付けている。さらに同法では政党が民兵組織又は治安部隊と直接の繋がりを持つことも禁じている。最後に、同法では全ての政党の承認及び規制のほか、政党に対する苦情の調査や、法律に違反した整合の解散にも責任を負う、IHEC 監視委員会の設立を規定している。

女性及びマイノリティーの参加：憲法では国会議員及び県議会議員の少なくとも 25%を女性が占めるよう義務付けている。2014 年の国家議員選挙では 22 名の女性が、憲法で定める定足数に頼る必要なく、328 議席の国民評議会の議席を獲得し、因みに 2010 年はわずか 5 議席であった。加えて 60 名の女性が、得票数は少なかったものの、定足数に基づいて議席を与えられ、女性議席総数は 86 となった。女性議員は増加したものの、政治的議論では女性議員が隅に追いやられることが多かった。閣僚評議会に女性閣僚が 1 名居た。

議会の 328 議席のうち、法律では 8 議席を少数派、5 議席をバグダッド、ニネワ、キルクーク、エルビル及びドホークからのキリスト教徒候補者、1 議席をヤジディ教徒、1 議席をシバ系マンデ人、そして 1 議席をシャバク人に割り当てる旨、規定している。

第 4 節 汚職及び政府内の透明性の欠如

法律では当局者の汚職に対する刑事罰を規定しているが、政府は法律を効果的に実施しなかった。(2015) 年中、政府の汚職に関する報告が多数あった。当局者は政府のあらゆる部分において汚職慣行に関与しても刑事責任を免れ、また汚職捜査に政治的影響力が及ばないことはなかった。家族、部族、そして宗教上の配慮が、あらゆるレベルで政府の決定に著しく影響を及ぼした。贈収賄、マネー・ロンダリング、縁故主義、そして公金横領が日常茶飯事であった。

品位委員会は概して、年次報告書において政府当局者の氏名を公表することを差し控えた。(2015) 年末時点で、COI は 2015 年版年次報告書をまだ公表していなかった。

汚職：贈収賄の陰謀に関与した高官が違法資金を国外口座に預け、その結果、贈収賄の発見が一層困難になっていると申し立てる報告が複数あった。(2015 年) 8 月、国際メディアの報道によると、政府は元エネルギー問題担当副首相、バハ・アルアラジ (Baha al-Araji) に対する汚職捜査を開始し、財産強要及び金銭的汚職を含む 9 件の犯罪で彼を告発した。アラジは邸宅 7 軒、ホテル 1 軒、そして他にも財産を所有していることを公然と認めた。さらに、300 名もの護衛を国費で雇っていた。(2015) 年末までに結果は公表されなかった。(2015 年) 8 月、COI は貿易省 (Ministry of Trade) を汚職容疑で捜査する予定であると発表し、その背景には同省の公共分配制度における異常性に関する申し立てがあった。(2015 年) 10 月、司法

機関はミラス・ムハンマド・アブドゥル・カリム (Milas Muhammad Abdul Karim) 貿易大臣の汚職容疑による逮捕令状を発行した。大臣はその後辞任したが、(2015) 年末時点で汚職捜査はまだ続いていた。

(2015) 年前半、COI は 13,398 件の事件を捜査し、2,171 件を該当する裁判所へ付託し、これに閣僚レベルの当局者 13 名と、局長レベルの当局者 80 名が含まれた。報告によると、COI は (2015) 年中、横領資産のうち 360 億ディナール (3,270 万ドル) を回収し、さらに 120 億ディナール (1,090 万ドル) の追加回収を命じる裁判所命令を発行した。

中央銀行マネー・ロンダリング通報事務所 (Central Bank's Money Laundering Reporting Office) は、マネー・ロンダリング及びテロリスト資金調達と闘う政府の努力を先導している。同事務所は財務取引を監視し、マネー・ロンダリングに関する情報を取りまとめ、そしてその情報を法執行機関に伝達する責任を負う、同事務所は総じて効果が上がらず、それは組織のあらゆるレベルでの適任者の不足のほか、国内の銀行や両替所に対する効果的な執行能力の欠如が原因であった。(2015 年) 9 月、国民評議会はマネー・ロンダリング及びテロリスト資金調達と闘うための法律を承認した。同法の実施の実効性は、(2015) 年末時点でまだ判断できる状況になかった。

閣僚評議会事務局にも汚職防止顧問が居り、国民評議会は品位委員会を設けている。閣僚評議会に属する合同汚職防止評議会 (Joint Anticorruption Council) は、政府が掲げた 2010-14 年の汚職防止戦略の遵守状況を監督及び監視する。閣僚評議会事務局長が汚職防止評議会を率い、同評議会には連邦最高監査委員会 (Joint Anticorruption Council) の委員長、COI 委員長、監察長官 (Inspector General) (IG) 事務所代表者も含まれていた。汚職防止委員会の議題において、高官レベルでの政府の参加が求められる場合、内務省の経済犯罪担当責任者が参加し得る。同評議会の付託事項をよそに、一般市民は概して、当局者の汚職の規模を踏まえ、評議会はほとんど効果がないと捉えていた。COI の国家汚職対策戦略 (National Strategy to Combat Corruption) (2015-19 年) では、IG 事務所及び COI の職員の訓練と開発の強化を目標に掲げている。(2015 年) 4 月 14 日、閣僚評議会は COI 職員向けの訓練やワークショップの実施、汚職防止分野での大学院研究の実施、そして汚職防止研究結果の公表を目的に、汚職防止学会を創設した。

制度的役割に関する合意の欠如、不十分な政治的意志、政治的影響力、不十分な透明性、そして不明瞭な律則法制と規制プロセスが、汚職との闘いに向けた合同活動を阻害していた。汚職防止担当機関は徐々に、市民社会団体との協調体制を強化し、ワークショップ、調査、及び訓練課程を企画しているが、協力体制の拡大の効果は限られていた。メディアや複数の NGO が引き続き、独立的に汚職を曝露する試みを続けているが、その実行力も限られていた。

汚職防止担当官、法執行当局者及び司法当局者のほか、市民社会やメディアの関係者も、汚職慣行との闘いに向けた努力の中で脅迫や威嚇に直面していた（第2節 a 項参照）。

政府当局者及び IG は頻繁に、汚職捜査が極めて政治化されていると強く主張した。例えば、（2015 年）8 月、議会品位委員会委員長が国際メディアに語ったところによると、同委員会（2015）年中、500 件の事件について捜査を勧告したが、COI が取り上げたのはほんの数件で、それは委員会の審査員に独立性がなかったためである。複数の人権 NGO の申し立てによると、政府当局者は汚職捜査の結果に影響力を及ぼそうとした、或いは汚職防止活動を完全に抑え込もうとした。

前年同様、閣僚は情報請求又は当局者への出廷要請を遵守できなかったため、捜査を事実上打ち切った。IG の主張によると、一部の閣僚が監視活動を抑え込んだか、或いは IG 職員に対して公然と、基本的な監視機能の実施を理由に解雇を仄めかして脅迫した。一部の政府当局者によると、政治的動機による汚職の捜査は公共行政を阻害し、それは報告によると当局者が政敵から汚職の嫌疑を掛けられることを恐れたからである。

法律では、総裁職に在る者又は閣僚会議メンバーに対する汚職訴訟が進行可能となる前に、首相の承認を要求しているが、（2015）年中、首相又は他の閣僚が承認を差し控えたという具体例に関する情報はなかった。憲法では国民評議会メンバーの訴追免除を規定しているが、同評議会はこれを過半数投票により撤廃することができる。

IG 及び他の汚職防止担当当局者は、資源、特に個人安全保障が不十分な状況であった。IG は離職率が高いため、欠員状態が長期間に及んだ。複数の IG が、こうした不備が汚職事例を報告すべきか否かの判断の鍵を握る要因であると報告した。主要な汚職防止担当当局者の任命について制定法上の確認を求めることを行政部門が怠ったため、連邦最高監査委員会、COI、中央銀行及び IG は、「行為」能力を有する立場にある多数の当局者が首相により随時解任され得ることを前提に離職してしまうことによって、独立性が一層弱体化してしまった。

（2015 年）8 月 9 日、首相は当局者の汚職撲滅と公共サービス改善を目的に考案された一連の改革案を発表し、これを国民評議会が承認した。改革は（2015 年）8 月に発効したが、実施は一貫性を欠いた。首相の計画では、上級役職の決定における派閥間の割り当ての解消のほか、閣僚、顧問及び局長を利点や適格性に基づいて選出する執行委員会の創設を要求していた。改革により政府省庁が 33 から 22 に減った。廃止となった省庁は公式な付託事項を失ったが、現実には作業レベルの職員が役職を引き継ぎ、給与を支給され続けた一方、閣僚評議会は省庁合併や、廃止となった省庁からの職員の再配属に向けた長期間に及ぶ交渉に関与した。最後に、この包括的改革では高等委員会の再開と、古い汚職事件の捜査を認可した。

政府はその後、2,000 件の汚職事件を訴追のため裁判所に付託したが、これらの事件の大多数が 2003 年から 2005 年にかけて発生した事件であった。

首相はまた司法機関に対し、汚職事件の捜査及び訴追に対する品位で知られる専門の裁判官の任命も要求した。(2015 年) 9 月、当局は 34 名の新任裁判官を全国にまたがる裁判所へ任命し、また 19 名の品位裁判官をバグダッドの裁判所へ任命した。バグダッド品位裁判所は品位事件を専門とする捜査裁判所であるが、多数の政府省庁が関係する数十件の汚職事件を捜査中であると発表した。(2015 年) 9 月、2 つの品位裁判所がバスラとナジャフに新設され、それぞれの担当地区での汚職事件の査定を担当することになった。

広範囲に及ぶ汚職の蔓延や、政府の透明性の欠如が、石油収入に関するものを含め、IKR での重大問題であった。クルド公共品位委員会 (Kurdistan Commission on Public Integrity) によると、IKR でも汚職が広範囲に及んでいた。弱い予算監視体制や、要員訓練不足が、同委員会による効果的な汚職対策をさらに阻害した。使途不明の石油収入の申し立てや噂が過剰に発生したが、(2015) 年末時点で、監査又は偏りのない捜査は全く行われていなかった。

資産公開：法律では COI が、閣僚、知事及び国会議員を含む上級公務員から年次の資産公開を取得することと、不開示について法的措置を取ることを認めている。罰則は罰金から懲役の範囲である。年次資産公開を強制するための統一された制度は存在しなかった。COI は IKR に対する管轄権を持たないが、中央政府のクルド人職員は法律に従うことを要求された。法律では COI に対し、公務員の訴追、透明性、説明責任及び倫理に関する公開年次報告書の提出を義務付けている。

クルド公共品位委員会は、IKR における資産公開様式の配布と回収に責任を負う。同委員会の報告によると、(2015 年) 8 月までにクルド地域の総裁、議会議員全員、そして閣僚 23 名中 20 名が既に資産公開報告書を提出済みであった。資産不開示のため公共当局者が処罰されたことを示す、入手可能な情報はなかった。

情報の一般公開：法律では、政府情報の一般公開を規定していない。IKR の情報法 (Information Law) では市民が地域の政府、議会及び裁判所制度に情報請求する権利を拡大しているが、国家安全保障に関する情報又は機密扱いの情報は例外である。クルド地域人権委員会によると、政府はこの法律を実施していなかった。

第 5 節 国内における人権侵害の有無に関して国際組織及び非政府組織が実施する現地調査に対する同国政府の姿勢

複数の国内及び国際 NGO は大抵、政府からほとんど干渉されることなく活動していた。国内の西部及び北部における人道上の危機を背景に、地元 NGO は大多数が活動の焦点を、紛争の影響を受けた IDP や他のコミュニティへの支援提供に移行させた。一部の事例において、これら地元 NGO は中央政府やクルド地域政府の当局と調整を図りながら活動した。多数の NGO が人権事件の調査も行い、所見を公表した。複数の NGO が、政府の措置、或いは政府と同盟関係にある民族団体又は宗教団体の措置が関係する人権侵害を申し立てた際に政府から干渉された、という報告がいくつかあった。

複数の NGO が、行為能力に関連する難題に直面し、政府当局者に正規にアクセスすることができず、またガバナンスの失敗や人権侵害を防ぐ防波堤の役割を体系的に果たしていなかった。複数の国内 NGO における持続可能性は依然、部門の長期的発展を阻害する重要要因であった。政府が NGO とサービス契約を締結することは希であった。法律では NGO が政治活動に関与することを禁じているが、政党又は派閥は、全てではないにせよ、多数の国内 NGO に端を発していたり、資金を提供したり、或いは多大な影響を及ぼした。

イラク NGO 調整委員会 (NGO Coordination Committee for Iraq) (NCCI) が、一次的な NGO 調整機関であった。NCCI には国際 NGO と地元 NGO の双方が含まれた。NCCI は主に人道対応活動を支援し、また国連人道支援機関と調整を図った。例えば、(2015 年) 9 月 30 日、第 70 回国連総会での炉辺会合の際、NCCI はイラクにおける人道問題や保護問題について総会に簡単に説明し、そして人道支援プログラムを実施する際の中立性と公平性の重要性を強調した。

IKR にはクルド人 NGO がほとんどを占める活動的コミュニティがあり、これら NGO の多くは PUK 党及び KDP 党と密接に連携し、資金提供を受けていた。法律により、政府から NGO への資金提供は、NGO のプログラム目標が、既に特定された優先分野に適合するか否かに左右される。この地域の NGO 理事会は、NGO への資金拠出に関する正式な手続を定め、この手続には NGO 資金拠出のための年次予算、検討対象優先分野、提案提出期限、助成金委員会の創設、そして提案格付け基準、これらの説明が含まれていた。複数の地元及び国際 NGO が、地域政府への登録や、KRG が管理する分野での活動に関する許可の取得に苦労したと報告した。

IKR 域内の複数の NGO が、職員が治安部隊から嫌がらせを受けたと報告した。例えば、IHCHR によると、(2015 年) 5 月、キルクークで複数の NGO が、押し付けがましい検査、登録遅延、及び逮捕を報告した。

ダーイッシュとの紛争の激化や、北部での複数の都市が占拠された後、これらの区域におけ

る NGO や市民社会活動家に対するダーイッシュの脅威に関する報告が複数あった。

国連又は他の国際機関：政府は時々、内務省の拘置施設を含め、微妙な場所への国連及び他の国際機関によるアクセスを制限した。

政府の人権団体：(2015 年) 8 月まで、人権省が、人権侵害の監視及び被害者の支援と唱導を担当していた。同省は市民からの申し立てを受理及び調査し、そして刑務所及び拘置施設、女性の民事面、経済面及び政治面での権利、少数派、そしてテロ被害者に関する報告を含む、侵害行為を取り上げる報告書を公表した。政治的独立性の欠如、他の省庁からの協力不足、そして資源の制限が、同省の実効性を阻害した。(2015 年) 8 月、首相は政府省庁数の削減に向けた改革プログラムの一貫として、同省を廃止した。(2015) 年末までに、同省職員は他の省庁や IHCHR への移転が進められていた。

憲法では独立的な IHCHR の創設を義務付けている。その運営を律則する法律では、更新不可の 4 年間を任期とする委員について規定している。11 名の常任委員及び 3 名の予備委員のうち 3 分の 1 以上が女性でなければならない、また少なくとも 1 名の常任委員がと 1 名の予備委員が、少数派コミュニティ代表者でなければならない。法律では、IHCHR は財務面及び行政管理面で独立していることと、人権に関する申し立てを受理及び調査する権利、矯正施設の抜き打ち視察を実施する権利、そして法制を再検討する権利を含め、幅広い権限を有する旨、規定している。(2015 年) 10 月時点で、同委員会が委員長を選出していなかったか、或いは法律に従って十分な人数の女性委員をまだ選出していなかった。

(2015 年) 1 月、国民評議会は、国連開発プログラムと共同で、人権を促進する市民社会団体との協力に際し議会の人権委員会を補助する役割を果たす NGO 人権諮問委員会 (NGO Human Rights Advisory Board) を立ち上げた。同委員会には少数派問題に取り組む団体の代表者 3 名を含む、市民社会団体からの代表者 19 名が含まれた。同委員会の主な機能は、政府のパフォーマンスに対する市民社会の監視の強化と、立法プロセス、特に人権関連問題に関する立法プロセスへの貢献であった。

(2015 年) 1 月 21 日、閣僚評議会は国際人道法 (International Humanitarian Law) (IHL) に関する国内委員会を創設した。同委員会には諸省庁、IHCHR から委員が集まるほか、国際 NGO もオブザーバーとして加わる。同委員会は政府に IHL 関連条約の実施状況を報告し、また政府と IHL 専門機関との間での協力と情報交換を強化した。

クルド地域政府にも人権委員会があるが、委員が人権関連経験不足で、また職員は大抵、所属政党を背景に各自の役職に就いていた。

第 6 節 差別、社会的虐待及び人身売買

憲法では、全ての市民が法の前に平等であり、性別、派閥、意見、信念、国籍又は出自を問わないと規定している。法律では人種、性別、言語、宗教、社会的出自、政見、年齢又は社会的地位に基づく差別を禁じている。政府はこれらの規定を効果的に執行しなかった。法律では性的指向又は性同一性、障害、HIV 陽性状態、又は他の伝染病を取り上げていない。

女性

強姦及びドメスティック・バイオレンス：ドメスティック・バイオレンスは依然として蔓延していた問題で、またドメスティック・バイオレンスを禁止する法律はなかった。法律では必ずしも強姦被害者を適切に保護していなかった。法律では強姦（配偶者強姦を除く）を刑事犯罪とし、被害者が死亡した場合は終身刑を最大の量刑として認めている。法律では、強姦事件における犯人が被害者と結婚すれば、当局が訴訟を取り下げると認めている。強姦事件の発生状況について信頼できる推定、又は政府による法律執行の実効性に関する情報はなかった。被害者と犯人双方に対する、社会的汚名や、社会的報復及び多くの場合における家族からの報復を背景に、性犯罪被害者は当局に通報しない、或いは法的救済を求めないのが普通であった。複数の国際機関の報告によると、家族から課せられる移動制限、文化的規範、又は汚名が、性犯罪の女性被害者が心理社会的支援サービスを利用することを妨げる、或いは躊躇させる要因であった。IKR 内の IDP キャンプで活動する複数の地元 NGO の報告によると、保健省所属の一部の専門家が、文化的規範を理由に性的暴行被害者を扱いたがらず、また実際に面倒を見た場合でも、医療部門における許容力の限度を背景に、ケアが不十分であった。

ダーイッシュの犯行による暴力が続く状況にあって、女性の地位は深刻な交替に見舞われた（第 1 節 g 項及び第 6 節参照）。（2015）年中、ダーイッシュは女性や少女の誘拐、売り飛ばし、貸し出し、或いは強制「花嫁」（強制結婚又は性的奴隷の婉曲表現）としてダーイッシュの戦闘員や指令官に贈呈するといった行為を続け、また募集戦略の一環としてプロパガンダ資料に記載された性的アクセスの約束を悪用した。（2015 年）3 月、イラク女性自由協会（Organization for Women's Freedom in Iraq）（OFWI）は、ダーイッシュはまず、女性を 110,000 ～110 万ディナール（100～1,000 ドル）の範囲で売り、そして女性が売られ、転売され、ダーイッシュ戦闘員に貸し出されるにつれ、値段は 16,600 ディナール（15 ドル）にまで下がった。OHCHR の事実調査団によると、ダーイッシュに捕われ、妊娠が発覚した女性は強制的に中絶させられた。

(2015 年) 3 月、国連の「イラク女性白書 (Women in Iraq Factsheet)」と題した報告書によると、(2015) 年中、女性や児童に対する性的暴力がニネワ県、ナジャフ県及びカルバラ県で増加し、これらの県では誘拐、人身売買及び強制徴用の報告も増加した。

(2015 年) 3 月 27 日、閣僚評議会は、ダーイッシュとの紛争と、それが女性の人道状況及び安全保障状況に及ぼす影響への対応策として国連決議 1325 を実施する旨の、緊急計画を承認した。(2015) 年末時点で、この計画はまだ資金が拠出されていない状況であった。計画では IHCHR、クルド高等人権委員会、NGO、そして国際パートナーの間での、女性に対する人権侵害の防止と、紛争の影響を受けた女性の保護と支援に向けた、パートナーシップを要求した。目標には、性的暴力や誘拐の被害者支援を含む、女性のニーズに対応できる IDP キャンプの設計が含まれた。計画では政府に対し、女性に対する人権侵害の申し立てを迅速に調査することと、紛争後の再建活動に女性を含めることも要求した。

イラクにはドメスティック・バイオレンスを禁ずる法律はない。複数の地元及び国際 NGO やメディアの報告によると、ドメスティック・バイオレンスは通報及び処罰に至らないことが多く、虐待は習慣的に家庭や部族の構造内で対処される。暴行を刑事犯罪とする法律の下でドメスティック・バイオレンス事件の訴訟を進めようとする法務要員に対する嫌がらせのほか、熟練の警察要員又は司法要員の不足が、犯人に裁きを受けさせるための努力を一層阻害した。UNAMI の 2013 年版「イラク女性白書」によると、既婚女性の 46% が配偶者暴力を受けたと報告し、また女性の 38% が夫から少なくとも月 1 回の頻度で性的暴力を受けたと報告した。

複数の NGO が運営する民間避難所は、公共政策に反していた。NGO が運営する避難所の不足は、性別に基づく犯罪の被害者が医療や心理社会的支援を利用することの阻害要因であった。

内務省は全国に 16 の家庭保護課を維持し、その狙いは家庭内争議の解決と、性的暴力又は性別に基づく暴力の被害者にとって安全な避難所を確立することであった。家庭保護課は被害者保護よりも家庭調停を優先する傾向にあり、また被害者を支援する許容量が足りなかった。ホットラインは家庭保護課の男性課長に繋がるが、法的支援又は安全避難所などのサービスを被害者に提供するための、正規の照会システムに従っていなかった。例えば、バスラやクルクークの家庭保護課は警察署内に設置され、主に男性警察官が配属されているため、女性が利用するには潜在的に厄介で不安全になってしまっていた。バスラでドメスティック・バイオレンスを受けた複数の被害者が UNAMI に語ったところによると、家庭保護課を訪ねるのが怖く、それは警察が即座に証言を家族に伝えるのではないかと疑ったためであった。ドメスティック・バイオレンス被害者の避難所は限られ、家庭保護課はほとんどの場所で避難

所を運営していなかった。隠れ家は、運営主体が政府であれ NGO であれ、いずれも暴力の標的にされることが多かった。EU の資金提供による人権団体、マイノリティ・ライツ・グループ・インターナショナル (Minority Rights Group International) の指摘によると、ドメスティック・バイオレンスに関する申し立ての受理を担当する内務省家庭保護課が 2010 年から 2014 年 11 月にかけて、全国で合計 22,442 件の家庭内暴力事件を記録しており、これが入手可能な最新の統計であった。

IKR の法律ではドメスティック・バイオレンスを、身体的虐待や心理的虐待、暴力の脅威、そして配偶者強姦を含め、犯罪と規定している。政府は法律規定を実施し、性別に基づく暴力事件の捜査を担当する特別警察部隊を創設し、また司法制度内に家庭調停委員会を設立したが、複数の地元 NGO の報告によると、これらのプログラムは性別に基づく暴力との闘いに効果を上げていなかった。

2014 年 12 月、内務省は女性問題省及び国連開発プログラムと共同で、ドメスティック・バイオレンス事件を追跡調査するための、初の全国データベースを確立した。(2015 年) 4 月、内務省の家庭・児童ドメスティック・バイオレンス保護局 (Directorate for Protecting Families and Children from Domestic Violence) が、ドメスティック・バイオレンスに関する法的ガイダンスを提供するホットラインを設置した。

IKR では、労働省が運営する 3 つの女性避難所が、性別に基づく暴力や人身売買の被害者にある程度の保護と支援を提供した。空間が限られ、サービス提供は不十分であった。中央政府から全く支援を受けないことが多いドメスティック・バイオレンス被害者への、法的支援を含む様々なサービス提供に、NGO が主要な役割を果たした。法的救済を利用するどころか、当局は頻繁に、女性が自宅に戻れるよう、女性と家族の仲裁を試みた。結婚又は家族の元への帰還は、家族又はコミュニティから受ける被害をさらに助長する結果となることが多いが、それ以外に、避難所に収容された女性の選択肢はほとんどなかった。

IKR では (2015) 年中、KRG 女性問題高等評議会 (High Council of Women's Affairs) によると、女性に対する暴力事件が 6,949 件、自己犠牲が 61 件、自殺が 115 件、女性殺害が 54 件、そして強姦及び性的虐待が 119 件発生した。

女性器切除／女子割礼 (FGM/C) : 2011 年に IKR で発効した家庭内暴力対策法 (Family Violence Law) では FGM/C を禁じている。多数の NGO が、政府は法律を執行せず、この習慣が根強く残り、特に農村区域で顕著であると報告した。(2015) 年中、国際人権団体の WADI と地元の女性権利団体である PANA が実施した聞き取り調査では、国内中部及び南部で女性の 25% が FGM/C を受けていたことが分かった。この習慣は全国にまたがって行われていたが、

エルビル県とスライマニヤ県で最も多かった。2014 年に公表されたエルビル県での調査結果によると、調査対象女性の 70.3%が何らかの形態で FGM/C を受けていたことを認めた。複数の NGO が、エルビルでの調査は FGM/C が依然として深刻な問題であることを示す事例証拠を追認するものであると述べた。

(2015 年) 2 月 6 日、「女性器切除根絶のための国際デー (International Day of Zero Tolerance for FGM/C)」を認識しつつ、KRG の女性高等評議会 (Women's High Council) は地元 NGO の WADI 及び UNICEF と共同で、この問題に関する意識高揚を目指す会議を主催した。同じく (2015 年) 2 月、WADI は UNICEF から支援を受け、FGM/C との闘いに向けた 4 回のテレビ広告を協賛した。

他の有害な伝統的習慣：名誉殺人が依然、全国的に深刻な問題であった。中には家族が名誉殺人を自殺に見せかけるよう段取りする例もあった。IKR では数名の女性が自己犠牲に訴えて自殺し、当局は一部の事件について捜査を拒否した。法律では量刑を軽くするための名誉の考慮を認めており、例えば、或る規定では、或る男性が自分の妻又は被扶養女性を、不貞を働いたとの疑惑から殺害した罪で裁判に掛けられている場合、殺人罪の量刑を 3 年以下の懲役に制限している。

女性や少女は時々、所謂一時的結婚を通じて性的に搾取され、この習慣は、スンニ派よりもシーア派の伝統に多く見られ、この習慣の下、男性は指定される限られた期間だけ「結婚」することの許可と引き換えに、相手の少女又は女性の家族に持参金を贈与する。政府当局者や複数の国際及び地元の NGO の報告によると、「ファスリヤ」という、女性や児童も含め、家族が部族紛争を決着させるために取引される伝統的習慣も、特に南部の複数の県で依然として問題であった。(2015 年) 5 月、

(2015 年) 5 月、バスラ北方のクルナ (Qurna) 区域におけるアルシャウィ (al-Shawi) 部族とアルガラムシャ (al-Garamsha) 部族との間での紛争を解決するための協定に、最大 50 名の女性の 1 年間にわたる交換が盛り込まれた。しかし、地元当局が介入して両部族の族長に対してファスリヤを止めるよう強制し、(2015) 年末時点で女性はまだ交換されずに済んでいた。

過激派集団や民兵組織が全国にまたがる武力攻撃で女性を標的にした。(2015 年) 1 月、OHCHR はダーイッシュに処刑された女性、特に教育を受けた女性や専門職の女性の処刑に関する複数の報告を受けたと述べた。OHCHR は (2015 年) 1 月にダーイッシュが女性弁護士 3 名を処刑したという複数の報告を受けた。

セクシャル・ハラスメント：法律では結婚外の性的関係を、セクシャル・ハラスメントの過程で発生し得る強姦又は性的行為の勧誘を含め、禁じている。罰則には罰金と懲役が含まれる。法律では、未婚の当事者が結婚する場合の処罰免除を規定している。政府による執行の実効性に関して入手可能な情報はなかった。社会的慣例や、セクシャル・ハラスメントの被害者と犯人双方に対する報復を背景に、セクシャル・ハラスメントの被害者は法的救済を求めないのが普通であった。(2015年)9月、イラク・メディア女性フォーラム(Iraqi Media Women Forum)は、セクシャル・ハラスメントに関して全国規模で実施した調査結果を公表し、調査対象女性の77%がハラスメントを受けたと報告し、またハラスメントを受けた女性の91%が地元の伝統や習慣のせいで法的救済を求めることができないと述べた、と指摘した。女性の不平等な社会的地位、近親者に告げることの不安、そして刑事司法プロセスに対する不信任が原因で、被害者が犯罪者を相手取って警察に訴状を提出することは希であった。ほとんどの区域で、女性の避難所、情報、支援ホットラインは公的にほとんど又は全く提供されず、また警察向けの気配り研修もほとんど又は全く行われていなかった。

性と生殖に関する権利：夫婦及び個人は子どもの数、年齢差及び出産時期を決める権利を有し、性と生殖に関する健康を管理し、それを実行するための情報と手段にアクセスすることができ、差別、強制又は暴力を免れる権利を有する。とは言え、国内での全般的に不安定な情勢や、参加者の経済的困難を背景に、医療を十分に受けられない女性が多かった。国連の報告によると、性と生殖に関する保健サービス、トラウマ相談センター、そして再統合支援はIKRも含めてひどく限られ、捕われの身から生還した人々の大多数はダーイッシュから受けた重度のトラウマに苦しめられることが多かった。配偶者又は他の家族が許可してくれないことを理由に、女性が避妊又は妊婦保健サービスの利用を拒否したという報告はなかった。(2015年)3月23日の、紛争関連の性的暴力に関する国連報告書に、ダーイッシュがヤジディ教徒の女性捕虜に対して民族性を理由に中絶を強制したという事件が複数記載されていた。

差別：憲法では性別に基づく差別を禁じているが、保守的な社会規範が、司法制度のあらゆる側面において女性が男性と同じ法的地位と権利を享受する能力を阻害する要因であった。全国にまたがって、女性が保守的な社会規範に従えという社会的圧力の増大を報告した。ダーイッシュは依然、女性の移動や衣装に厳しい制限を課し、ダーイッシュ部隊による取り締まり巡回は日常的に行われているとのことであった。IHCHRは、ベールを着用しなかったことを理由にダーイッシュが女性を処刑したという複数の事件を報告した。

女性は男性と同様の仕事へのアクセスに際し経済的差別を経験し、また概して、同等の仕事に対して平等な給与を支給されなかった(第7節d項参照)。(2015)年中ずっと続いた治安情勢の悪化により、女性が自宅外で働く能力が制限された。(2015年)3月の国連報告書、「イラク女性白書」によると、国内に寡婦が160万名居り、女性が世帯主の家庭はさらに多い。

国連の報告によると、非難民となった女性、寡婦、そして女性が世帯主の家庭は特に、虐待に見舞われやすかった。(2015 年) 5 月、計画省 (Ministry of Planning) の報告によると、女性が IDP 総数に占める割合は約 60%であった。

法律と習慣は概して、女性の移動の自由を尊重していない。例えば、法律では、女性がパスポートを、男性の保護者又は法定代理人の同意なく申請することを禁じている。女性は男性近親者の同意がなければ、市民地位証明書を取得することができず、これは公共サービス、食料支援、医療、雇用、教育及び住宅へのアクセスに必要な書類である。複数の地元 NGO によると、この制限は紛争中の女性に影響を及ぼした。OWFI 及び地元メディアの報告によると、当局が、家族全員を殺害された或る女性に、男性近親者が居なければ 18 歳になるまで身分証明書を取得できないと伝えた。結果として、彼女は学校に通うことも、社会サービスや公共サービスを利用することもできなかった。ダーイッシュ支配下区域では、報告によると、ダーイッシュが強制的に、男性近親者が同伴しない限り女性が自宅から外出することを禁じた。ダーイッシュはさらに、医療従事者と教師を除き、専門職の女性が仕事に復帰することも妨げた。

(2015 年) 8 月、首相の包括的改革の一環として、当局は女性問題省を解散したが、同省は主に、単独予算が付かない諮問機関として機能していた。旧女性問題省は大体において、市民団体や国際的な女性権利団体によると、女性が直面する問題の解決に効果を上げていなかった。NGO コミュニティは政府に対し、同省を別の機関と差し替えるよう要求した。(2015) 年末までに、政府は別の省又は機関が女性問題をカバーする方法、或いは資源調達方法を示さなかった。

子ども

出生登録：憲法では、新生児は誰でも、少なくとも 1 人の親が市民であれば、市民であると規定している。出生登録を怠ると、教育、食料及び医療など公共サービスを拒否される結果となった。独身女性や寡婦は、子どもを登録する際に問題を抱えることが多かった。ほとんどの場合、当局は出生登録後に保健省及び内務省を通じて出生証明書を発行したが、報告によると、この手続は時間が掛かり、時には複雑なプロセスとなることもあった。政府は概して子どもの権利と福祉を約束したが、市民でない子どもへの便益を拒否した。市民でない子どもの家族は、市民であれば無料の公立学校や保健サービスなどのサービスを、有償で受けねばならなかった。

教育：初等教育は市民である子どもの場合、最初の 6 年間は義務教育であるが、市民でない子どもの場合は無償でも義務教育でもない。女子にとって平等な教育へのアクセスが依然、

特に農村区域や治安が不安定な区域で課題であった。UNICEF の推定によると、実質的な小学校就学率は男子が 93%、女子が 87%であった。小学校の実質的修了率は、データを入手可能な最新年の 2013 年時点で全体の 50%であった。農村区域の子どもは、教育面で直面する難題がさらに大きかった。IKR の小学校修了率は国内で最も高く、予定通りの修了率が 65%であった。身分証明書の欠如、必需品を購入するための所得の制限、そして輸送手段不足により、IDP の児童は通学できないことが多かった。

依然続く紛争により、IDP が全国にまたがって学校に避難していることから、就学年齢が遅れる状況にあった。(2015 年) 9 月の UNICEF の報告書によると、300 万名を超えるイラク人の強制移転によって教育インフラに負担が掛かり、2014 年以降、少なくとも 950,000 名の児童が影響を受けた。UNICEF の報告によると、当局は約 1,200 箇所の学校を、受け入れコミュニティにおける集団避難所として割り当てた。

児童虐待：児童に対する暴力は依然、重大な問題であった。2011 年（包括的データを入手可能な最新年）に国連の支援で実施された調査によると、10～14 歳の女子の 46%が家庭内暴力を受けていた。2013 年、国民評議会は社会医療法を改正し、ドメスティック・バイオレンス被害者となった児童の保護を強化した。この改正では避難所、国営住宅及び児童養護施設に収容された児童の保護と世話も要求した。同法の実施は（2015）年末時点で継続していた。

KRG の労働・社会問題省、教育省及び文化・青年省は、児童の権利に対する侵害の通報、或いは児童の権利に関する助言の請求を目的とする、通話料無料のホットラインを開設した。政府のデータによると、(2015 年) 1 月から 9 月にかけて、このホットラインに 4,135 件余りの相談が寄せられた。

早期結婚及び強制結婚：法律により、結婚最低年齢は、親が許可すれば 15 歳であるが、18 歳になれば親の許可は不要である。政府は法律を執行するための努力をほとんど尽くさなかった。伝統的な、幼い例では 11 歳の少女の強制結婚が、特に農村区域で相変わらず続いていた。UNICEF によると、少女の 6%が 15 歳までに、24%が 18 歳までに結婚していた。11～18 歳の少女が UNICEF に語ったところによると、早期結婚は学業修了に対する主な障壁である。早期結婚及び強制結婚のほか、虐待的な一時的結婚も、ダーイッシュ支配下区域でさらに顕著であった。(2015 年) 2 月、HRW はダーイッシュによる監禁から脱出した 20 名のヤジディ教徒の女性と少女と面談したところ、ほぼ全員が、強制結婚、身売り（場合によっては複数回）、或いはギフトとして贈呈されたと述べた。

複数の地元及び国際 NGO の報告によると、強制離婚、つまり、夫又は夫の家族が、非常に幼い頃（12～16 歳）に結婚した妻に対して、妻の家族が夫と夫の家族に追加の金銭を支払わ

なければ離婚すると脅して圧力を掛けるという習慣も、特に南部で発生した。強制離婚の被害者は夫及び夫の家族からの別離を余儀なくされ、そして家庭の名誉に関する社会的慣習により、被害者は家族の元へ戻るができず、一部の思春期の少女が見捨てられてしまう羽目になった。

女性器切除／女子割礼：18 歳未満の少女については女性に関する上記のセクションを参照のこと。

児童の性的搾取：法律では理由の如何を問わず、結婚外での性的関係を禁じている。結婚外での性交は常に違法であるため、合意の上での性交年齢が事実上、最低結婚年齢である。法律では具体的に、商業目的での児童の搾取を取り上げているわけではないが、児童ポルノを含め、あらゆる種類のポルノグラフィを禁じている。(2015) 年中、ダーイッシュ軍が少女を誘拐してダーイッシュ戦闘員と強制結婚させたという報告が多数あった(第1節 g 項参照)。児童売春も問題で、事例証拠から察するに、問題は時に IKR 域内のシリア人難民の間で深刻であった。法定責任年齢は中央地域では 9 歳、IKR では 11 歳であることから、当局は性的に搾取された児童を、被害者ではなく犯罪者として扱うことが多かった。商業目的での児童の搾取に対する罰則は、罰金及び懲役から死刑にまで及ぶ。政府による執行の実効性に関して入手可能な情報はなかった。

児童兵士：国連は児童兵士の強制徴用や、ダーイッシュ及び他の違法武装集団の代理として武装暴力行為に関与する児童の例が、(2015) 年中、増加したと報告した(第1節 g 項参照)。国際メディアは(2015 年) 11 月、ダーイッシュが 12 名のイラク人児童を、訓練キャンプからの逃亡を理由に処刑したと報じた。IHCHR によると、(2015) 年中、当局は 857 名の少年を拘留し、うち 804 名はテロ行為、殺人、窃盗及び誘拐の容疑であった。或る国際機関の報告によると、裁判前又は裁判後の拘留中であった少年のうち推定 30%が、治安関連の罪状で拘留されていた。

故郷を追われた児童：不安定な治安や、政府軍とダーイッシュとの間での激しい紛争が原因で、多数の児童が故郷を追われた。シリアでの紛争を背景に、シリア出身の児童や独身の母親も多数、IKR に避難してきた(第2節 d 項参照)。

国際的な子の奪取：イラクは、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する 1980 年のハーグ条約の締約国ではない。国別情報については以下を参照のこと：

travel.state.gov/content/childabduction/en/country/iraq.html。

反ユダヤ政策

少数のユダヤ系市民がバグダッドで暮らし、また未確認の報告によると小規模なユダヤ人コミュニティが他にも国内各地に存在している。反ユダヤ的行為に関する報告はなかった。

(2015 年) 10 月 11 日、KRG の寄付・宗教問題省 (Ministry of Endowments and Religious Affairs) は、クルド系ユダヤ人向けの代表事務所を開設した。非公式統計によると、430 のユダヤ人世帯が IKR で生活していた。

人身売買

以下の URL で公開されている米国国務省の「人身売買に関する報告書 (Trafficking in Persons Report)」を参照のこと。

www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/

障害者

憲法では政府に対し、法律及び規制を通じて、障害者を社会に再統合するために障害者のケアとリハビリテーションを行うべきである旨、規定しているが、身体障害者、知覚障害者、知的障害者又は精神障害者に対する、雇用、教育、空輸及び他の輸送手段、医療へのアクセス、及び他の国家サービスの提供における差別を禁ずる法律はない。障害者が依然、社会的汚名を背景とする差別に見舞われているという報告が複数あった。閣僚評議会は、障害者による建物へのアクセス、並びに教育や労働環境へのアクセスを提供するよう命じる政令を発行したが、実施が不完全なためにアクセスが限られてしまっていた。複数の地元 NGO の報告によると、障害を持つ児童が多数、校舎への物理的アクセスの不足、学校での適切な教材の不足、そして発達障害又は知的障害を持つ児童を指導する資格を有する教員の不足が原因で、公立学校を中退していた。複数の NGO がさらに、当局が身体障害児童の学校へのアクセスを拒否したことも報告した。

2013 年の或る法律では、労働・社会問題省の主導による、ただし政府からの独立性を維持するよう考案される、障害者のための委員会の創設を認めていた。KRG にも同様の法律がある。

(2015 年) 1 月、政府は障害者・特別支援対象者対策委員会 (Commission for Persons with Disabilities and Special Needs) を立ち上げ、この委員会は政府省庁、障害者権利団体及び他の市民社会団体からの代表者を含む 19 名の委員で構成される。同委員会の作業予算は 180 億ディナール (1,630 万ドル) であった。労働・社会問題担当副大臣がこの委員会を率いる。

2013 年、閣僚評議会は公共部門雇用における 5% の障害者枠を承認したが、雇用差別が根強く、観測筋はこの割り当てが (2015) 年末までに満たされる可能性は低いと予測した (第 7

節 d 項も参照のこと)。中央政府及び KRG の当局者は、刑務所、拘置施設及び一時収容施設に障害者を収容するための資源がほとんどないと報告した。精神障害を抱えた受刑者の精神衛生支援は存在しなかった。

保健省は障害者に医療、給付金及びリハビリテーションを、利用可能な場合は提供し、障害者は首相府を含め他の政府機関からの給付金も受給することができた。労働・社会問題省は、障害を持つ児童及び青年向けの複数の機関を運用していた。同省は障害者が職業訓練を受けるための融資プログラムを維持した。

国籍／人種／少数民族

イラク住民にはアラブ人、クルド人、トルクメニスタン人及びシャバク人、並びに宗教的少数派、例えばカルデア人、アッシリア人、アルメニア正教徒、ヤジディ教徒、シバ系マンデ人、カカイ教徒、そしてごく少数のユダヤ人が含まれる。イラクには小規模なロマ人コミュニティのほか、推定 100 万名のアフリカ系市民も居り、「黒人イラク人」と呼ばれ、主にバスラと南部に居住している。(2015 年) 4 月 20 日、IKR の宗教省 (Ministry of Religion) は公式に、ゾロアスター教の一種、現地ではザラダシュティ (Zaradashti) として知られる宗教を登録した。

ダーイッシュは支配下区域において、ヤジディ教徒、シャバク人、キリスト教徒及び他の少数派コミュニティに対し、処刑、誘拐、強姦、奴隷化、強制結婚、強制中絶、排除、窃盗、そして財産破壊を含む、膨大な虐待行為を働いた。宗教的少数派や少数民族のコミュニティ出身の活動家は、最も大きなリスクに直面した。他の違法武装集団も少数民族コミュニティを標的にした (第 1 節 g 項参照)。

黒人イラク人は体系的な社会的差別に直面し続けた。推定 100 万名のアフリカ系の人々の多くが極貧状態で暮らし、非識字率や失業率が高い。国際法・人権研究所 (Institute for International Law and Human Rights) という国際 NGO が、政府は公式経済に従事する国民を 70%もの高い割合で直接又は間接的に雇用しているが、政府の上級職又は選挙で選ばれる機関に就任する黒人イラク人は皆無であると報告した。

KRG 当局がトルクメニスタン人、アラブ人、ヤジディ教徒、シャバク人及びキリスト教徒を含む少数派を、紛争地域とクルド地域の両方で差別しているという報告が複数あった。

アラブ人は国内の大部分で多数派であるが、キルクークでは少数派であり、また市内のアラブ人住民が頻繁に、KRG 治安部隊がアラブ人コミュニティを標的にしていると訴えた。キル

ークのアラブ人住民の申し立てによると、地元当局はテロ攻撃を口実に彼らに手錠を掛け、また合法的居住許可を取得していないアラブ人を逮捕した。

キルークの IDP、特にスンニ派アラブ人コミュニティの人々は、出身区域に戻るよう圧力を掛けられた。UNAMI は立ち退き、身分証明書没収、或いはキルークからの退去を促す通知の報告を（2015）年中ずっと受けた。例えば、（2015 年）1 月 11 日、当局は 24 のディヤラ県から来た IDP 世帯を、キルーク東部の自宅から立ち退かせた。UNAMI によると、アサイーシュが彼らの身分証明書を取り上げ、再入国の妨げとなる表記を施した。（2015 年）8 月 23 日、キルーク県議会は、現在キルークに住んでいるディヤラ県出身の IDP について、1 か月以内に退去しなければならないという決定を発表した。キルーク県知事はその後、国連に、IDP をキルーク県から追放するつもりはないと語った。複数の国際団体や NGO が引き続き、政府は間接的に IDP に圧力を掛けて退去させようとしていると強く主張した。

2006 年の或る法律ではパレスチナ人が市民権を取得することを禁じている。報道によると、当局はパレスチナ人に対し、無国籍状態であることを理由に拘留、嫌がらせ、及び虐待を続けていた（第 2 節 d 項参照）。UNHCR はさらに、過去の宗派間暴力の期間に適切な出国書類もなくイラクを離れシリアへ向かうことを余儀なくされたパレスチナ人が、シリアからの強制帰還後に訴追される羽目になったと報告した。

複数の地元及び国際 NGO の報告によると、約 120,000 名のロマ人集団が、国家サービスへの不十分なアクセスのほか、経済的差別や社会的差別に見舞われた。

性的指向及び性同一性に基づく暴力行為、差別及び他の虐待

憎悪犯罪関連法も差別禁止法も存在せず、また他の、LGBTI コミュニティの人々に対する偏見に動機付けられた犯罪の訴追を補助するための刑事司法機構も存在しない。LGBTI の人々を標的にした脅迫や暴力が繰り返し発生しているにも関わらず、政府は攻撃者の特定、逮捕又は訴追、或いは標的にされた人々の保護を怠った。

合意の上での同性同士の性的活動を具体的に禁止する法律はないが、法律ではソドミーを、男女問わず禁じている。ソドミーによる訴追に関するデータはなかった。

当局は同性同士の性的活動を訴追するため、公然猥褻罪又は金銭的交換（つまり違法である売春）の自白に頼った。当局は同じ罪状を、配偶者以外との性的関係に関与した異性愛者の逮捕にも使った。

法律では性的指向又は性同一性に基づく差別を取り上げていない。性的指向、性同一性、及び慣例に従わない外見に基づく、雇用、職業及び住宅供給における社会的差別が日常茶飯事であった。教育又は医療へのアクセスにおける差別に関して入手可能な情報はなかった。

汚名、威嚇、そして暴力的攻撃を含む潜在的危害を理由に、LGBTI 団体は表立って活動せず、またゲイの人々のプライド行進、或いはゲイの権利を唱導するイベントも同様であった。LGBTI の人々はしばしば、家族や非政府関係者からの虐待及び暴力に直面した。標的を絞った暴力に加え、LGBTI コミュニティは依然、伝統的なジェンダー規範に行動がそぐわないことから、名誉犯罪のリスクに曝されていた。LGBTI 権利団体は、襲撃事件が公表されない理由について、LGBTI コミュニティの人々が公の場での衣装や生活様式を社会的規範に適合するよう変えて、目立たないようにしていることにあると捉えた。複数の NGO が、攻撃を恐れる人々のために避難所を創設し、被害者の収容を続けた。被害者は周期的に脅迫を受け、保安上の理由から避難所を転々とした。コミュニティ活動家は、暴力と威嚇が続いていると報告した。

国際メディアの報道や人権団体によると、(2015) 年中ずっと、ダーイッシュは同性愛を理由に告発された人々を処刑したとされる様子を撮影したビデオを公表した。例えば、国際人権団体の国際ゲイ・レズビアン人権委員会 (International Gay and Lesbian Human Rights Commission) は、(2015 年) 1 月に幅広く公表された、ダーイッシュのメンバーがニネワ県モスルの中心部の高層ビルから LGBTI の複数の男性を投げ落とす様子を撮影した 16 枚の写真に言及した。(2015 年) 3 月 8 日、ダーイッシュは同性愛を理由に告発された 2 名と、さらにもう 1 人を神の冒瀆を理由に、モスルのバブ・アルトゥーブ (Bab al-Toob) 区域で斬首した。(2015 年) 6 月から 8 月にかけて、UNAMI は他にも数件、ダーイッシュが複数の民間人を高層ビルから投げ落として処刑した事件に言及し、被害者は全員、ソドミー又は同性愛を理由に告発されていた。

2012 年に起こった LGBTI の人々に対する一連の攻撃の後、閣僚評議会はこれらの攻撃の調査と、LGBTI の権利に関する勧告の提示を目的に、省庁間委員会を創設した。複数の人権団体によると、この委員会は機能しておらず、(2015) 年末時点で報告書を全く完成していなかった。

第 7 節 労働者の権利

a 結社の自由及び団体交渉権

憲法では、市民は組合及び職業団体を結成し加入する権利を有すると規定している。法律は

反組合的差別を禁じるわけでもなく、或いは組合活動を理由に解雇された労働者の復帰を規定するわけでもない。(2015 年) 8 月 17 日、国民評議会は新たな労働法 (2015 年第 37 号) を承認し、同法では労働者がたとえ組合員でなくても団体交渉代表者を選ぶことを認め、また 1 つの職場に複数の組合を有する権利を労働者に与えている。

サダム・フセイン時代の法律では、公共部門の労働組合活動を全て禁じている。同法では国営企業に雇用された、労働者の約 10%を占める人々も、公共部門従業員と見なしている。複数の市民社会団体が、組合の権利を拡大する新たな労働組合法を求めてロビー活動を行った。

50 名を超える労働者数を雇用している職場に勤務する民間部門従業員は、労働者委員会 (組合の小部門であり、権利を制限される) を結成することができるが、ほとんどの民間部門事業所が労働者数 50 名未満であった。

労働裁判所は、労働法違反及び争議の申し立てを検討する権限を有するが、手続が迅速又は効率的であるか否かを含め、適用可能な法律の執行状況に関して入手可能な情報はなかった。

ストライキ参加者や組合指導者が、(2015) 年中、政府当局者から脅迫や嫌がらせを受けたと報告した。また彼らは、省庁や国営企業が労働活動家の処罰や組合活動の阻止を目的に、罰金、降格、停職及び強制異動を使用していると強く主張した。複数の組合の報告によると、当局は労働者指導者や活動家を、その活動を理由に逮捕した。複数の組合指導者が、政府内での汚職を継続的問題として引き合いに出し、政府当局者はデモの呼び掛けや、事前承認のない組合業務のための国外出張などの活動を理由に、労働者に恣意的罰金を科した。

法律では民間部門における団体交渉を認めているが、政府当局は時々、民間部門従業員の団体交渉権を侵害した。一部の組合は労働争議において補助的役割を果たすことができ、また政府に仲裁を要求する権利を有していた。

反組合的差別が民間部門で発生した。雇用主は組合機能に干渉し、また組合活動を理由に労働者を脅迫又は処罰した。例えば、イラク労働組合 (Iraqi Trade Union) によると、(2015 年) 6 月 17 日、警察はワシット県のクト (Kut) での清掃労働者によるデモを強制解散させ、一部の労働者を逮捕した。地元の報道によると、労働者の抗議理由は、給与を 50 日以上支給されていないことであった。

b 強制労働の禁止

法律では、奴隷労働、借金、及び人身売買を含め、あらゆる形態の強制労働を禁じてい

るが、政府は法律の監視又は執行を効果的に行わなかった。

外国人移民労働者、特に建設労働者、警備員、清掃員、便利屋及び家事労働者は、強制労働、旅券及び身分証明書の押収、移動制限や通信制限、身体的虐待、セクシャル・ハラスメント及び強姦、賃金保留、そして強制残業を被った。雇用主による旅券保留、契約に基づく支払の停止、そして外国人従業員が作業現場を離れることの阻止の事例が複数あった。

女性は強制結婚や離婚を仄めかす脅迫を通じて非自発的な家事労働をさせられ、また強制結婚から逃げた女性或いは夫と離婚した女性は、さらなる強制労働をさせられる羽目になりやすかった。治安情勢の悪化を背景に、女性 IDP は経済的搾取や差別的雇用条件に対してますます脆弱であった。複数の地元情報筋によると、ダーイッシュは数千名ものヤジディ教徒及び他の少数派の女性や少女を性的にも経済的にも搾取した（第 1 節 g 項及び第 6 節も参照のこと）。

（2015 年）8 月、国際メディアの報道によると、ダーイッシュは、ダーイッシュが運営する裁判所により認証される販売契約を含む、性奴隷のための詳細な官僚機構を開発した。ヤジディ教徒問題局（Yezidi Affairs Directory）によると、ダーイッシュは 2014 年 8 月以降、5,838 名ものヤジディ教徒を監禁及び奴隷化し、これに女性 3,192 名が含まれていた。

以下の URL で公開されている米国国務省の「人身売買に関する報告書 (Trafficking in Persons Report)」も参照のこと。

www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/

c 児童労働の禁止及び雇入れの最低年齢

憲法及び法律では児童労働を禁じている。最低雇用年齢は 15 歳である。法律では労働時間を、18 歳未満については 1 日 7 時間以内に制限し、また 18 歳未満の全員について健康、安全又は道徳に悪影響を及ぼす作業への雇入れを禁じている。労働基準法は、少年（15～18 歳）が家庭での使用に限られる財を生産する家族経営事業に従事する場合には適用されない。家族企業に雇われた児童は、雇用条件に関して労働基準法における一部の保護対象から除外されることから、煉瓦製造や自動車修理工場など家族経営事業において児童が危険有害な作業を行っているという事例報告が相次いだ。新労働法では、違反者に対する罰金や罰則の強化など、児童労働規制の改善を導入した。新法では、幼い児童が 12 歳から働くことを認めていた、サダム時代の政令を廃止した。同法では雇用主（労働者又は家族ではない）に対し、少年労働者（15～18 歳）の年次健康診断費用の負担を義務付けている。12～14 歳の児童は通学を要求されないが、労働も許可されず、従って最悪の形態の児童労働に駆り出されやすかつ

た。法律により、違反者は 30 日乃至 6 か月間の懲役又は 100,000～500,000 ディナール（91～455 ドル）の罰金に処せられる場合がある。児童労働慣行に関する定性的データは、特に最悪の形態の児童労働、つまり既存の法的保護の執行をさらに制限する要因に関して、限定的であった。

児童労働は、最悪の形態を含め、全国にまたがって発生した。労働省監察局は、民間部門と公共部門における児童労働を禁ずる法律の遵守を求めた。監察は続けられたが、許容力の制約のほか、治安維持やテロとの闘いの重視を背景に、法執行要員や労働監察官によるこれらの慣行の監視は非効果的で、違反に対する罰則は抑止力の役割を果たさなかった。

IKR における児童労働状況に関する調査は最近行われていなかったが、複数の地元 NGO の報告によると、児童労働はシリア人難民の流入を背景に増加した。IKR の労働省は 24 時間対応のホットラインを、児童労働を含む労働虐待の通報向けに運用し、このホットラインは 1 か月当たり約 200 件の相談を受け付けた。

ダーイッシュ及び他の武装集団が児童を諜報係、検問所要員、街路巡視員、そして運搬係として徴用しているという報告が複数あった（第 1 説 g 項及び第 6 節の「子ども」を参照のこと）。政府が意図的に児童を軍隊に徴用したという証拠はなかった。家族が子どもに街路での物乞いをさせたという、地元での報道があった。複数の地元 NGO の報告によると、組織化されたギャングも児童を雇って物乞いをさせていた。（2015 年）9 月、労働省は低所得世帯が子どもに物乞いをさせるのではなく、学校に通わせることを奨励するための、助成金プログラムを開始した。

以下の URL で公開されている米国労働省の「最悪の形態の児童労働に関する所見（Findings on the Worst Forms of Child Labor）」も参照のこと。

www.dol.gov/ilab/reports/child-labor/findings/

d 雇用又は職業に関する差別

憲法では、全ての市民が法の前に平等であり、性別、派閥、意見、信念、国籍又は出自を問わないと規定している。法律では人種、性別、言語、宗教、社会的出自、政見、年齢又は社会的地位に基づく差別を禁じている。政府はこれらの規定を効果的に執行しなかった。法律では障害、年齢、性的指向又は性同一性、HIV 陽性状態、又は他の伝染病に基づく差別を禁じているわけではない。

雇用や職業での差別は、女性、外国人労働者及び少数派に対して発生した（第 6 節参照）。法

律では移民アラブ人労働者に市民と同じ地位を与えているが、非アラブ人移民労働者には同じ権利を与えず、非アラブ人移民労働者は、より厳格な居住要件と労働査証要件に直面した。

(2015 年) 8 月に可決した労働法では、職場でのセクシャル・ハラスメント禁止を含め、差別に対する新たな保護を規定している。

e 受入れ可能な労働条件

(2015 年) 10 月、首相は予算の制約を背景に、上級公務員の給与削減を発表した。新たな給与尺度では上級公務員の給与を削減した一方、給与尺度における底辺層の公務員の給与を増やした。この新たな給与尺度により、非熟練労働者の月給が、学士号を必要とする職務の場合、170,000 ディナール (155 ドル) ～300,000 ディナール (273 ドル) の範囲となった。この給与には、家族を抱え、高等教育学位を有する従業員の賞与も含まれる。

法律では標準日間労働時間を 8 時間に制限し、1 回以上の合計 30 分～1 時間の休憩時間を設け、標準週労働時間を 48 時間に制限している。法律では 1 日最長 4 時間の残業を認め、残業分には割増給与を要求している。産業労働の場合、残業は 1 日 1 時間を超えてはならない。政府は労働安全衛生標準を定めている。法律では、危険有害作業又は重労働の場合、雇用主は日間労働時間を削減すべきであると規定している。法律では健康と安全を危険に曝す状況から、雇用を毀損することなく自発的に脱する権利を与えているが、この権利は、公務員、又はイラクの労働力の大部分を占める移民労働者には適用されない。

労働省労働局は、労働法、児童労働、賃金、労働安全衛生関連事項、及び労使関係に対する管轄権を有する。政府は労働条件を律則する規制を執行しなかった。労働省の労働安全衛生担当職員は全国津々浦々で勤務しているが、労働監察を律則する法律がないため、法令遵守や執行の取り組みが阻害されている。

法律及び規制上の枠組は、国内における高水準の暴力や危険な状態、高い失業率、大規模な非公式部門、そして有意義な労働標準の欠如と相まって、多数の労働者にとって許容できない状況を招いた。職場での負傷が、特に肉体労働者に頻発した。例えば、(2015 年) 8 月の報道によると、バスラ県ナジビア (Najibia) の発電所でパイプラインが爆発し、労働者 3 名が死亡したほか、数名が負傷し、これは保守の不備と機器の老朽化が原因であった。

雇用契約の不十分な監督及び監視により、外国人労働者及び移民労働者が、搾取的な労働条件や虐待的扱いに対して脆弱になってしまった。国内の外国人労働者総数に関する情報はほとんど入手できなかったが、一部の観測筋によると、不法入国者が多数含まれる大規模な移民労働者集団が労働キャンプで暮らし、中には標準以下の条件で生活する者も居た。(2015

年) 5 月、労働省の報告によると、約 140,000 名の外国人労働者が正式な労働許可証を持っていなかった。イラク西部及び北部全域にわたる治安情勢と紛争の悪化を背景に、多数の外国人労働者が出国したか、或いは所属企業又は母国政府が彼らを避難させた。

(2015 年) 7 月、労働省は所得捻出融資プログラムを 100 億ディナール (910 万ドル) の予算で立ち上げ、これは大学新卒者、テロ被害に遭った商店主、及び IDP を含む、失業者支援プログラムである。(2015 年) 9 月、労働省はキルーク県、バスラ県、サラーフディーン県及びジー・カール県で少額融資プログラムを立ち上げ、(2015) 年末までに 21,167 名に恩恵をもたらした。